

第百九十七回国会
衆議院
外務委員会
議 録 第 二 号

平成三十年十一月十四日(水曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 若宮 健嗣君

理事 小野寺五典君 理事 木原 誠二君

理事 新藤 義孝君 理事 武井 俊輔君

理事 堀井 学君 理事 寺田 学君

理事 小野 慎司君 理事 遠山 清彦君

今枝宗一郎君 岩田 和親君

小田原 潔君 小淵 優子君

金子 俊平君 黄川田仁志君

高村 正大君 佐々木 紀君

杉田 水脈君 鈴木 憲和君

鈴木 隼人君 中曾根康隆君

中山 泰秀君 三ツ林裕巳君

宮路 拓馬君 山田 賢司君

櫻井 周君 山川百合子君

青山 大人君 高木 陽介君

岡田 克也君 玄葉光一郎君

穀田 惠二君 杉本 和巳君

井上 一徳君

外務大臣 河野 太郎君

内閣府副大臣 田中 良生君

法務副大臣 平口 洋君

外務副大臣 あべ 俊子君

外務副大臣 佐藤 正久君

経済産業副大臣 磯崎 仁彦君

防衛副大臣 原田 憲治君

外務大臣政務官 鈴木 憲和君

外務大臣政務官 山田 賢司君

防衛大臣政務官 鈴木 貴子君

政府参考人 清水 茂夫君

政府参考人 (法務省大臣官房政策立案 金子 修君
総括審議官)

政府参考人 (外務省大臣官房房長) 下川眞樹太君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 大鷹 正人君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 川崎 方啓君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 田村 政美君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 船越 健裕君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 赤松 武君

政府参考人 (外務省中東アフリカ局長) 岡 浩君

政府参考人 (外務省経済局長) 山上 信吾君

政府参考人 (外務省国際法局長) 三上 正裕君

政府参考人 (外務省領事局長) 垂 秀夫君

政府参考人 (財務省主計局次長) 宇波 弘貴君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議 吉永 和生君
官)

政府参考人 (水産庁資源管理部長) 神谷 崇君

政府参考人 (特許庁総務部長) 米村 猛君

政府参考人 (国土交通省航空局安全部 高野 滋君
長)

政府参考人 (防衛省大臣官房サイバー セキュリティ・情報化審議 小波 功君
官)

政府参考人 (防衛省防衛政策局次長) 石川 武君

政府参考人 (防衛装備庁プロジェクト 齊藤 和重君
管理部長)

外務委員会専門員 小林 扶次君

委員の異動 十一月十四日

小田原 潔君 補欠選任 今枝宗一郎君

辻 清人君 三ツ林裕巳君

同日 今枝宗一郎君 補欠選任 小田原 潔君

同日 三ツ林裕巳君 補欠選任 岩田 和親君

同日 岩田 和親君 補欠選任 宮路 拓馬君

同日 宮路 拓馬君 補欠選任 金子 俊平君

同日 金子 俊平君 補欠選任 辻 清人君

十一月十四日

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国

政府との間の協定の締結について承認を求める

の件(条約第三号)

は本委員会に付託された。

十一月十二日

日米地位協定の抜本的な改定に関する陳情書

(那覇市泉崎一の一の 翁長俊英)(第二九号)

日本国政府に対し核兵器廃絶へ向けて主導的な役

割を果たすことに関する陳情書(京都市中京区

富小路通丸太町下ル 浅野則明(第三〇号)
辺野古新基地建設のための土砂投入を強行せず
工事を停止し、沖縄県及び沖縄県民との真摯な
対話を求めることに関する陳情書(那覇市松尾
二の二の二六の六 天方徹)(第三二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国
政府との間の協定の締結について承認を求める
の件(条約第三号)
国際情勢に関する件

○若宮委員長 これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務
省大臣官房長下川眞樹太君、大臣官房審議官大鷹
正人君、大臣官房審議官川崎方啓君、大臣官房参
事官田村政美君、大臣官房参事官船越健裕君、大
臣官房参事官赤松武君、中東アフリカ局長岡浩
君、経済局長山上信吾君、国際法局長三上正裕
君、領事局長垂秀夫君、内閣官房内閣審議官清水
茂夫君、法務省大臣官房政策立案総括審議官金子
修君、財務省主計局次長宇波弘貴君、厚生労働省
大臣官房審議官吉永和生君、水産庁資源管理部長
神谷崇君、特許庁総務部長米村猛君、国土交通省
航空局安全部長高野滋君、防衛省大臣官房サイ
バーセキュリティ・情報化審議官小波功君、防衛
政策局長石川武君、防衛装備庁プロジェクト管
理部長齊藤和重君の出席を求め、説明を聴取した
いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○若宮委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○若宮委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。武井俊輔君。

○武井委員 おはようございます。自民党の武井俊輔でございます。

所信質疑のトップバッターということで、大変大役をいただきました。河野大臣を始め政務三役の皆さん、幹部の皆さん、どうぞよろしくお願いをいたします。

先日の所信表明で大臣の決意をお伺いしたところでありますが、今国会は、本委員会としても、さまざまな法案審議に加え、国際情勢を見ましても、日米、日韓など難しい課題が続いております。

こういった外交の状況につきましては後ほど同僚の高村先生から鋭く質問があるということでございますので、私の方からは、去年政務官で外務省にお世話になりましたので、その経験も踏まえて質問をさせていただきたいと思えます。

その前に一点、けさのニュースで気になるものがありましたのでちょっと取り上げたいと思うんです。

実は、朝日新聞なんですけれども、キューバのペレイラ大使が福岡のヒルトンホテルに宿泊をしたというところ、これは米系のホテルなんですけれども、米国の経済対象国である政府関係者等は泊められないということで、宿泊を拒否されたというニュースがありました。

これは日本の旅行業法に違反をしておることです。外務省と厚労省で連携して、また最終的には福岡市が行政指導をしたということですが、これはあつてはならないことであるというふうに思っております。外務省としてもよく関心を持っていただいて、こういったようなことが国内でないようお願いをしたいというふうに思います。

さて、河野大臣、今回、内閣改造で続投となら

れたわけであります。この一年余の御活躍は改めて申し上げるまでもないわけであります。私も、中南米とかアフリカ担当で、飛行機ばかり一年間乗っておったわけでありますが、河野大臣のスケジュールを見ますと、よく体を壊さずにこのハードスケジュールに臨んでおられるなど大変驚嘆するばかりでありますし、いずれこれは河野外交として高く歴史が評価するんだろうなというふうにも思うところであります。

さて、続投ということですから、二年目、二期目と言ってもいいのかというふうに思うんですが、御自身で査定した予算も踏まえた運営ということにもなります。また、河野カラーがよりはつきり出てくるんだろうなと期待もするところではありますが、その上で、一期目といいますが、一年間の総括と、またこの一年でやり残したこと、加えて、また、それを踏まえて、今回の二期目、二年目にどのように臨もうとされるか、御決意をお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 ありがとうございます。

外務大臣就任以来一年三カ月になりますが、最初に申し上げた、日米同盟の強化並びに友好国とのネットワーク、これを拡大していこうということ、それから、中国を始め近隣諸国との関係を強化していこう、自由貿易協定を始め経済外交をしつかりと進めていきたい、気候変動を始めとする地球規模課題、これにしつかりと取り組んでいきたい、そして、中東に関与する、これをしつかりやっていきたい、そして最後に、インド太平洋、自由で開かれたインド太平洋を実現する、この六つを柱、もちろん外交ですから、これ以外にもいろいろございますが、この六つを柱としてやってまいりました。

おかげさまで、T P Pですとか日本とE UのE P A、こうしたものは大きく前に進み、R C E Pもかなりのところまで来ている。また、中東外交では、ヨルダンの国王が主催されているアカバ・プロセスですとか、あるいは国連のU N R W Aの会合、あるいはE Uのシリアの会合、そうしたも

のを、共同議長を務める、あるいは参加をする、そうしたことで、この中東外交におけるプレゼンスというのをもだんだんと高まつてきて、J A I Pの一期目が成功し、今十三社が操業してくれている、そういう状況もつくることができるようになりました。

他方、日朝間の平壤宣言にうたった懸念事項はまだ未解決でございますし、ロシアとの平和条約というののもまだ締結がされていないということ、やり残したことというのがまだ多々ございまして、国連の安保理改革の交渉開始もまだ途上でございます。

そうしたことがございますので、しつかり今後もしっかり組んでまいりたいと思えますが、ピーク時と比べて日本のO D Aは半減をしております。これはもう現在の財政状況を考えれば、これ以上ふやすというのは望むべくもない話でございますし、他国と違つて、日本は外交に軍事力を使うということをしていたしません。そういう中で、やはり裸の外交力が試されるという時代になってきたんだらうというふうに思っております。

来年度予算の中で、財政当局には足腰の強化ということを訴えておりますが、この裸の外交力ですべてをこなすというのをしつかりとつくり上げてまいりたいというふうに考えております。

○武井委員 ありがとうございます。

裸の外交力、なかなか我々にとつても日本らしい、いいキーワードだなというふうに思つたところでございます。また、中東外交など、非常に河野カラーが出てくるなというところも思うわけでありまして、ぜひとも、そういった思いで、より一層河野カラーで推進していただきたいというふうに思います。

次でございますが、河野大臣、こしは、大臣を始め政務三役の皆様には積極的に海外を回つていただく、もちろんそうあつていただきたいと思つてみずすが、一方で、こしは、国内に目を転じてみずすと、六月末にはG 20の日本初開催、また八月末には横浜でのアフリカ開発会議、T I C A

D 7、これは三年置きに日本とアフリカでやることになりましたので六年ぶり、そしてまた十月末には即位の礼ということで、大変大きな、また多くの行事があるわけでありまして、対応していかなければいけないわけでありまして。

私、三年前の政務官のとき、三年前のT I C A D、ケニアのナイロビに行ったんですけれども、日本を出るときに、皆さんが働いているというので、私の秘書官が何か差し入れを持っていきましようということを言いました、そうか、じゃ、私は宮崎ですから、地元のお菓子でも持っていこうかなということを言っていましたら、うちの秘書官が、いやいや、カロリーメイトを持ってきた方がいいんですよ、一番みんな喜びますからと。

最初、何のことだろうかと思いましたが、言われるがままにカロリーメイトを持っていってわけですが、行つてよく意味がわかりました。本当に夜遅い時間に、大きなナイロビのホテルを貸し切つて、ホールいっぱい、大体二百人ぐらいいたでしょうかね、みんな夜中まで仕事をしておりました。

もちろん、メインのT I C A Dの会議もそうなんですけれども、当然、そういう会議があれば、それぞれの国同士のセッション、バイが数多く立つわけでありまして、政務をされた両先生もいらつしやいますが、さまざまところに我々も出たわけでありまして、そういったようなもの、加えて、外務省だけではなくて他府省の三役なんかもたくさん行つておられて、そこそこの会議をするということで、無数の会議があるわけでありまして。本当に、それを一つ一つさばいていく姿というのを見まして、ロジを仕上げていくということがいかに大変なことかということを実感したわけでありまして。

そういう意味でも、こしはそういった多くのイベントを複数、しかも、ある程度並行してそういったものを進めていかなければいけないということになるわけで、そうしますと、各部署からの応

援の要員、例えばほかの大使館とかからも出して
いかなければいけない。つまり、本来の業務も抱
えながらやっていくことになる。しかも、
今御案内のとおり、働き方改革というものも求め
られる。大変難しい一年になるんだろうなという
ふうに思います。

河野大臣は、政治家として非常に、行革もまさ
にライフワークとして取り組んでこられたわけ
ですが、非常に外務省にとつて大変な一年になる
というふうに思うんですが、外務省というこの組織
のトップとして、このようなロジをどのようにさ
ばいていくということについて臨まれようと思
っているか、お伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 外務大臣になりましたから、随
分いろいろなところへ行きました。そのときに、
少しロジを簡素化しないとこれはもたないとい
うふうに思いましたので、外務大臣の出張につ
いては、大分ロジの簡素化というのができたん
だろうというふうに思っております。

来年は、逆にこちらへ来ていただく、おもてな
しをする側でございますから、余り簡素化して粗
相があつてはいかぬというふうに思いますが、か
と云つて、余りやり過ぎということも控えなけ
ばいけないだろうと思っております。

来年は、おっしゃいましたようにG20があり、
その中には首脳会合から閣僚会合があり、TIC
ADがあり、そして秋の即位の礼、それからラグ
ビーのワールドカップ、これは例えば、国によつ
ては、ニュージーランドなんかは閣僚全員がこの
期間に日本を、理由をつけて訪問されるのではな
いか、こつちで閣議をやるんじゃないかというぐ
らいの状況になっておりますが、そういう大勢来
ていたでございまして、やはり首脳外交、あるいは
然外相も大勢いらっしゃると思ひますので、そ
うしたバイの外交というものをしっかりとやっ
ていかなければなりません。

既に、G20を始め、さまざまな国際会議の事務
局を立ち上げておりますので、これまで日本が
やってまいりました非常に丁寧なロジ、しかし簡

素化するところ、合理化するところは合理化す
る、そういう精神でしっかりと対応してまいり
たいと思っております。

○武井委員 ぜひそういった形でお願いをしたい
と思ひます。本日に河野大臣の手腕に御期待を
したいと思ひます。

続いて、領事業務についてお伺いをしたいと思
ひます。

先日、安田純平さんの解放というようなことも
ありました。詳細は存じませんが、さまざまな努
力があつたんだというふうに拝察をしております。
それから、私も去年、たしか木原理事が副大
臣のときに多分現場で対処されたと思うんです
が、バングラデシウの邦人殺害事件の現場に事件
以降最初に参りまして、大使館や在留邦人の方が
その後いかに厳しい生活をされているかというこ
とを実感もしたわけでありまして。

そのような邦人保護業務に加えまして、昨今、
インバウンドの急増がありまして、特に中国など
のビザ発給業務が大変膨大になつていて、事務負
担が非常に過大になつていてという話も聞くわけ
であります。

今後また、スタンプの省略とか、いろいろなも
のも変わってくる部分もあるというふうに思うん
ですが、この領事業務について、どのように円滑
に進めていくか、取組をお伺いしたいと思ひま
す。

○河野国務大臣 昨年、既に二千八百万人近いイ
ンバウンドのお客様をお迎えし、東京オリンピック
に向けて、この数が更にふえていくというふう
に思ひますし、ふえていかなければならないん
だろうと思ひます。

そういう中で、領事業務に関するITシステム
を統合したり、あるいは二〇二〇年から電子ビ
ザを導入するというようなことを行ひます。ま
た、中国では、今まで手数料をキャッシュでやり
とりしていたものを銀行振り込みにしていただ
くとか、多少時代の流れに沿つた効率化というの
をやつていかなければならないというふうに思

おります。

他方、日本から外国へ行かれる方の安全対策と
して、たばこなどの登録をして、しっかりと、
スマホなどを使って安全情報を一人一人にお渡し
できるような、そういう作業も進めておりますの
で、最先端の技術をしつかりと利用して、領事業
務合理化というものを進めてまいりたいというふ
うに思っております。

○武井委員 河野大臣は大変革新的な分野にも明
るい大臣でいらつしやいますので、ぜひそうい
つたような形で、むしろこれは日本がリードして
いく、スタンプレスなんかは、むしろほかの国が進
んでいく部分もありますので、ぜひとも日本が
リードできるように、また改革をお願いしたい
と思ひます。

続いて、核軍縮についてお伺いをしたいと思
ひます。

私は、岸田前大臣のもとで核軍縮の担当をして
おりました。当時、オバマ前大統領の広島訪問な
どもありまして、核なき世界というところへの道
が一歩進んだかなという思いがあつたわけであ
ります。しかし一方で、北朝鮮の厳しい状況、ま
たそして、アメリカの政権交代などもありまして、
道の険しいことも実感をしていられるわけであ
ります。

その中で、昨年の核禁条約、核兵器禁止条約の
交渉会議が始まり、我が国がどう臨むかというこ
とに大変注目が集まりました。我が国は、御案内
のとおり、実効性が担保されないということ、
二〇一七年の三月、この条約の交渉会議には実質
的に参加をしないということと判断をしたところ
でありました。当時はメディアからも大変厳しい
声もありました。

しかし、なればこそ、我が国として、我が国の
思いとして、我が国のスタンスとして、この核兵
器なき世界というものの対しての不断の努力を続
けていくということは、もちろん取り組んでいか
なければいけないわけでありまして、その決意を
お伺いしたいということ。

また、あわせて、非核三原則であります、こ
れも昨今、議論の中で見直しなどという話も出る
ことがあるわけですが、これは、唯一の被爆国と
して私は堅持していかなければいけないものだ
というふうに思ひますが、この核への取組、また非
核三原則について、あわせてお伺いをしたいと思
ひます。

○河野国務大臣 非核三原則につきましては、政
府としてこれを堅持していくというのが方針で
ございます。

今御指摘いただきましたように、日本は、核兵
器国と非核兵器国、そして非核兵器国も核禁条約
をめぐる少し分かれてしまつておりますが、こ
うした間をしつかりと橋渡しをしていくという
のが日本の役割だろうというふうに思っております。

私の前任の岸田前外務大臣は、広島出身という
こともありまして、賢人会議を立ち上げて、核軍
縮あるいは核廃絶のために何ができるか、日本と
して何をすべきかという議論をする場をつくつ
ていただきました。きょう、あすと、長崎でこの賢
人会議第三回目が開催されることになつてお
ります。

また、日本としては、NPPT、CTBTある
いはFMCTといった核に関する現実的な条約を
しつかりと進めていくということ、NPPTに
対しても、しつかりとこれを、いかにこの体制を
発展させていくかということを常々議論してい
るところでございまして、CTBTに関しては、さ
まざまな国に、私からも、この署名をして批准
というのを訴えかけてきているところでござい
ます。

また、毎年日本が国連に提出している核廃絶
決議も、これは核兵器国の共同提案もあり、百
六十カ国が賛成をしてくれる、そういう状況にな
りました。

日本として、唯一の戦争被爆国でござい
ますから、しつかりと現実的な核軍縮、核廃絶への道を
歩んでいきたいというふうに思っております。

○武井委員 ありがとうございます。

確かに、今回はちょっと一歩進んだかなという
ような思いもあります。引き続き不断の努力をお
願ひしたいと思います。

時間の関係もありますので、ちょっと最後にな
るかと思いますが、所信表明の中で、国連の職員
の増強の話がございました。

よく、我が国は拠出金の割合に比べて国連職員
が少ないうちではないかというふうに言われており
まして、G7各国が大体、国連の職員千人を超え
る中、我が国もJPOなどのプログラムを活用し
てふやしてはいますが、現在八百五十名というこ
とでありますし、また、ニューヨークの国連の事
務局の職員に関しては、国連が発表している望ま
しい職員数は百九十七名ということになっていま
すが、現在、日本人は七十九名ということにな
っております。

言うまでもなく、国連の中枢に日本人職員を多
く持つということは、これは情報の獲得にもつな
がるわけで、極めて大きな意義があります。

私も、去年五月に国連安保理で演説をする機会
がありまして、その際、日本人職員の方と意見交
換をする機会がありましたし、また、国連職員に
なりたいたいという大学生なんかとも話す機会もあ
ったんですが、ただ、国連というところは非常に、
二年、三年の短い契約で仕事をするというのが大
体主体でありまして、日本の採用の環境とはなか
なか合致しないというところがあります。その
際、国によつては、国連職員をやめた後、その国
の国家公務員であるとか地方公務員として採用す
るという形で対応しているというふうな国もある
という話もあったところがあります。

確かに、国連職員をふやしていかなければいけ
ないんですが、現状ですと、余りにもリスクが高
いということ、どうしても若い人からも敬遠さ
れるというところもあるわけでありまして。志は高
くても、実際になかなかキャリアプランが描けな
いということ、なかなか苦しいのはそのとおり
です。

総務省に聞きますと、確かに、公務員になるに
は必ず試験をしなければいけないんだというわけ
ですけれども、例えば、地方の公立病院の医師と
か、公務員ですけれども、実際は、試験というよ
りは、むしろ首長が採りて来てもらうみたいな事
例もあるわけでありまして、そういう意味では、
政治的な判断というものが、一歩踏み出して対応
していくということも私はできないのではないかと
いうふうに思います。

日本の非常に国益にもかかわることでもあります
ので、こういったようなことについて知恵を出し
て前に進めていくということが重要ではないかと
いうふうに考えますが、見解を求めたいと思いま
す。

○河野国務大臣 リスクが高いから嫌だというよ
うなガツツのないやつは要りません。

今の日本の国連の採用の最大の問題は、国連の
やっている競争試験、これは英語ですから、まあ
英語以外もありますが、日本人が英語でこの試験
を受けてもほとんど通らないという英語の能力の
なさというのが一番の問題で、結果としてJPO
からの採用に道が限られていて、そういうところ
にあるんだらうというふうな思っておりますので、
これは文部省ともしっかりと連携をして、日本
の英語教育のレベルを高めてまいりたいというふ
うに思っております。

○武井委員 大臣らしいなと思ひまして答弁を
伺ったところでございますが、さまざまな形で、
ことしも歯に衣着せぬダイナミックな河野外交を
御期待して、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○若宮委員長 次に、高村正大臣。

○高村委員 おはようございます。自由民主党、
山口一區の高村正大臣です。

きょうは、私にとつて記念すべき四十八歳の誕
生日ということであります。こんな記念すべき日
に質問の機会を与えていただいた、本当にありが
たうございます。

さて、私、この夏に、日本・A.U友好議員連盟

の一員として、アンゴラ、コンゴ共和国、コンゴ
民主共和国へ議員外交の一環として訪れる機会を
いただきました。

現地では、議員外交であるにもかかわらず、多
くの政府関係者や議会、与党の幹部の皆さんにお
会いすることができました。彼らからは、日本の
政務三役や国会議員にもつと我が国に来てほし
い、自分たちの国の現状をもつと知った上での交
流をしてほしい、こういう声を多く聞きました。

外交というものは人と人が面と向かつて信頼関係
を築いていくことが大切なんだ、このことを痛感
いたしました。

河野大臣におかれましては、就任以来、活発な
外国訪問を行われております。我々外交にかかわ
らせていただいている議員としても、本当にあり
がたい、こういう思いであります。心より敬意を
表したいと思ひます。

そこで、外務大臣、外相専用機の導入というこ
とを主張されておりました。今、本件に関する現状
や進捗状況、大臣の見解などについてお願いしま
す。

○河野国務大臣 この一年三月で、延べ八十カ
国、国の数でいくと五十五カ国を訪問いたしまし
た。ことしはまた、TICADの閣僚会議をやり
ましたので、日本に来ていただいた先方の数は、
多分七十六ぐらいになるのではないかと思います。
ダブリがありますから、全部、足した数がその
ままとはいえませんが。

実際、一年ちょっとやらせていただいた、外務
大臣同士の個人的な信頼関係というのが、やはり
物事を進めていく中で非常に大事だということに
感じております。

おかげさまで、ポンペオ国務長官始めG7の外
相にそれぞれ相当な数お目にかかつて、大体この
人はこういうことを考えている、あるいは河野太
郎はこういうことを考えているんだ、そういうの
がわかって、会議の中でもサポートし合うという
ことができるようになってきたかなというふう
に思っております。

また、万博の誘致ですとか国連の安保理改革、
あるいはIWC、さまざまな国際会議で日本に対
する支援を得るためには、やはり、SDGsじや
ありませんけれども、どの国も取り残さないとい
う精神が大事なんだろうと思ひます。そうなる
と、来ていただくのももちろん大事でありますけ
れども、こちらから出かけていくということも
しっかりとやっていかなければならないというふう
に思っております。

一年ちょっと頑張つてまいりましたが、やはり
日本の羽田、成田から直行便が飛んでいる都市の
数、国の数というのは非常に限られているのが現
実でございますので、さまざまなところでトラ
ンジットをしながらたどり着かなければならない。
あるいは、アフリカですとか島嶼国というのは隣
同士の航空路線がなかなかなくて、ハブのところ
まで、アフリカでいえばヨーロッパまで、島嶼国
でいえばハワイですとかオーストラリアですとか
というところまで一々戻らなければ次に行けない
というのがあつて、残念ながら時間的なロスもご
ざいます。

また、飛んでいる間、アメリカの国務長官は、
保秘の電話回線電話会談をやりながら、仕事し
ながら移動ができますけれども、商用機では残念
ながらそういうことができませんし、チャーター
機でもなかなか保秘の回線を使つてというわけに
はいきません。ですから、外相の専用機があれ
ば、更に外務大臣の仕事のやり方というのを効果
的、効率的にやれるというのは、これは間違いな
いことだと思ひます。

残念ながら、来年度の予算では飛行機の導入と
いうことにはなりませんけれども、外務大臣の出
張の仕方というのをもう少し効率的、合理的にや
れる方法というのをしっかりと考えてまいりたいと
思っております。

○高村委員 ありがとうございます。

一部マスコミで、おねだりだとかスタンプラ
リーだとか、外交の本質を全く理解しない報道が
ありましたが、河野大臣におかれましては、どん

どんと国益のため活発な外遊をしていただいたと思ひます。この委員会に關しても、山田政務官のような優秀な方がいらつしやいますので、ぜひ委員会よりも、国益のため外遊というのをしたいだきたいと思ひます。

続きまして、韓国に關してちよつと伺ひたいと思ひます。

先日、韓国の大法院で、旧朝鮮半島出身労働者問題について、強制動員による被害の慰謝料請求権を認め、日本企業に慰謝料の支払いを命ずる判決が出ました。私自身は、全くあり得ない、理解し得ない判決だと思ひますが、日本政府の受けとめについてお願いいたします。

○河野國務大臣 今般の大法院の判決は、日韓請求権協定に明らかに反する、日本の企業に不当に不利益を負わせるばかりか、一九六五年からの日本と韓国の両國關係の法的基盤、最も基本となるものを著しく毀損する、そういう判決であり、これは極めて遺憾と言わざるを得ないというふうに思ひます。

このことについては、韓国政府がこうした國際法違反の状態を直ちに是正をすることを含め、適切に韓国側で対応していただきたいと思ひます。私、私は当然そうなるであらうというふうに思ひますが、韓国側の対応ぶりをしっかりと見きわめていきたい、そう思ひております。

私は、韓国側がしっかりと対応してくれるものと信じておりますけれども、万が一にもそうしたことが行われない場合には、これはもう國際裁判を含め、あらゆる選択肢を視野に入れて、毅然として対応してまいりたいと思ひます。

○高村委員 ありがとうございます。

今まで韓国は、日本との關係において、今回の旧朝鮮半島出身労働者の問題にかかわらず、過去にもゴールポストを動かすようなことを多くしてまいりました。例えば、小淵総理と金大中の共同宣言、いわゆる従軍慰安婦問題など、彼らのこうした動きに対し、政府として日本の正当性を積極的に世界にアピールしていくべきだと考えます

が、政府はどのように対応していらつしやいますか。

また、韓国は、日本以外の國に對してもこのような、ゴールポストを動かすような外交を行つてゐるんではうか。もし日本だけに對して行つてゐるんだとすれば、その原因はどこにあるとお考えでしょうか。よろしく願ひします。

○河野國務大臣 今般の判決が出た当日、外務大臣談話を発出すると同時に、その後、在外公館からも積極的に日本の立場を内外に對して説明をせよという指示を出して、大使からの働きかけ、あるいは公館のスタッフからの働きかけ、あるいはSNSなどを使った情報発信ということをやつてきてゐるところでございます。

また、私も、海外からのメディアの取材を積極的に受けて、海外でもそうした発信が行われてきているところでございますので、この韓国の國際法違反の状況をしっかりと説明をしていきたいというふうに思ひております。

韓国側がどのようにゴールポストを動かしているかというのは、今ちよつと手元に情報がございますので、必要ならば、それはまた改めてお知らせしたいと思ひます。

○高村委員 ありがとうございます。

もちろん、我々國會議員一人一人も議員外交等で國際社會に對して積極的に本件をめぐる日本の正当性を強く訴えていくべきだと思ひておりますが、政府におかれましては、通常の外交ルートやアピールだけじゃなくて、より多くの言語で、より伝わりやすい形でアピールをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願ひします。

続きまして、十月十一日、韓国國際觀艦式において、韓国政府が、我が國を含む關係國に對して自國國旗と韓國國旗以外の掲揚は認められない旨、統一の方針を示した、このように伺つております。それにもかかわらず、文在寅大統領の乗艦した船には李舜臣を象徴する旗を掲揚した。こうした韓国側の対応は著しく外交儀礼上も失礼ではないか、このように考えておりますが、政府の

受けとめ方をよろしく願ひします。

○田村政府参考人 お答えいたします。

先般の國際觀艦式に際しては、韓国政府から、我が國を含む各國に對し、自國國旗と韓國國旗以外の掲揚は認められない旨の統一の方針が示されました。

我が國としましては、この統一の方針を受け入れることができないことから、やむなく本件觀艦式への不参加を決定したところでございます。

このような経緯がある中で、主催國の韓国自身が御指摘のような國旗以外の旗を掲揚したことは極めて残念であると認識しております。

このような我が國の考え方につきましては、外交ルートでしかるべく韓国側にも申し入れたところでございます。

○高村委員 続いて防衛省にも伺ひたいと思ひます。

個人的に、日韓防衛交流を一時的にとめるなど、韓国側に対しても何らかのペナルティーを科す、このようなことも検討するべきであると思ひますが、本件を受けて、今後の日韓防衛交流、今後の見通しについて教えてください。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

韓国が主催しました國際觀艦式で、今までの防衛省としては、このような事態になったことは非常に残念である旨は累次にわたり韓国側に伝えてきておりまして、十月二十日にシンガポールで行われました日韓の防衛相会談におきましても、岩屋大臣の方から、鄭国防部長官に對し、直接抗議を行った次第でございます。

他方、日韓防衛協力の推進は、インド太平洋地域の平和と安定のため、極めて重要だと考えております。十月の日韓防衛相会談におきましても、岩屋大臣と鄭長官との間で、防衛当局間の意思疎通をより緊密に行い、両國間の困難な問題を乗り越え、今後も引き続き両國の防衛協力、交流を進展させていくことで一致をいたしました。

防衛省といたしましては、北朝鮮問題を始めとするさまざまな課題に對し、日韓、日米韓で引き続き緊密に連携していくことが重要であると考えておりまして、韓国との間で、今後とも、言うべきことはしっかりと行いつつも、しっかりと意思疎通を図つてまいりたいと考えております。

○高村委員 ありがとうございます。

防衛省の見解もよくわかりましたが、韓國國際觀艦式への自衛艦派遣の見送り、韓國國會議員による竹島上陸、そして今回の大法院の旧朝鮮半島出身労働者に対する判決など、韓国側はとも未

来志向と言えない行動をとつております。そもそも、このような環境下で、韓国という國はまともな外交相手になり得ないんじゃないか、このような声も一部にありますが、今後、日本政府として、両國間の懸案をいかにマネージし、日韓關係をどう進めていくのか、よろしく願ひします。

○河野國務大臣 これは小淵・金大中バートナースリップ宣言から二十年という節目の年でございまして、日韓關係を未来志向に動かしていこうというのを、これは常々、ことしの初めごろから、外相間だけでなく首脳間でもそういうことを確認してきたわけでございます。

ところが、この間、一連の、竹島エピソード、オリンピックにおける統一旗云々という話もございましたし、御指摘をいただいた自衛隊の旗の問題、それから韓國の國會議員による竹島上陸、こうした、とても未来志向とは言えないような動きが続いている。特に、この自衛隊の旗の問題は、これまで全く問題がなかったものを、今回突然向こうが一方的に提起してきたということで、こ

こは、一体全体、未来志向でやつていこうという中でこういうことが続くということは一体どういうことなんだろう、いぶかしく思ひてゐるところでございます。

ただ、今回のこの大法院の判決は、こうしたものとは全く性質が違つ、つまり両國關係の法的基盤を根本から覆してしまうようなものでございま

すので、この大法院判決については、これはもう韓国側で直ちに適切に対処していただかなければ両国の関係が非常に厳しくなるという状況でございますので、まずこれに対して適切に対応してもらうと同時に、未来志向でやろうというこの精神に反するようなことについては、韓国側に適切に対応を求めるように、少ししっかりと強く話をしたいというふうに思っているところでございます。

○高村委員 ありがとうございます。

韓国も、引越せない隣の国ですから、どうぞ引き続きよろしく願っています。

続きまして、北朝鮮問題について伺いたいと思います。

安倍総理が金正恩委員長と直接向き合う決意を述べました。日朝首脳会談に向けた見通し、調整状況等について教えてください。

また、拉致問題解決に向けてどのように取り組んでいかれるのかについてもお願いいたします。

○河野国務大臣 北京の大使館ルートを始め、さまざまやりとりをしているところでございます。

先般の国連総会では、日朝の外相会談というものをつなげた形で進めました。ただ、その内容につきましては、今後の交渉に影響を及ぼす可能性がございますので、公にすることは差し控えたいと思います。拉致問題についても、御家族も御高齢になる中、あらゆるチャンスを逃さずに、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○高村委員 昨今の米朝首脳会談などを受けて、融和ムードを過度に楽観視して、我が国に対する北朝鮮のリスクが減ってきている、このような論調が一部に見られますが、北朝鮮の核、ミサイル等を含む、北朝鮮の我が国に対する脅威に関する政府の現状認識をお願いいたします。

○河野国務大臣 シンガポールの米朝首脳会談以降、核実験あるいはミサイルの発射ということが行われておりませんが、依然としてノドンミサイルを多数持っている、あるいは核兵器の開発は相違ない、この状況に何ら変化はございません。

引き続き、北朝鮮、国際社会への脅威である、この認識には変わりはありませんので、国際社会が一致して、北朝鮮の核、ミサイルのCVIDに向けて国連の安保理の決議を完全に履行する、この国際社会の足並みをそろえた状況を今後とも維持してまいりたいと思っております。

○高村委員 大臣、ありがとうございます。

北朝鮮の脅威の認識というのは全く変わっていない、このようなことだとわかりました。

政府におかれましては、いろいろな雑音に惑わされることなく、外交、防衛一体となつて、国民の生命財産を守るため、全力で頑張つていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○若宮委員長 次に、遠山清彦君。

○遠山委員 おはようございます。公明党の遠山清彦でございます。

先国会に続きまして、当外務委員会で理事をさせていただくことになりました。また、公明党の政調で外交部会長に就任をさせていただきましたし、党本部では引き続き党の国際委員長として党外交の責任を持たせていただいております。河野外務大臣を始め外務省の皆様引き続きいろいろとお世話になるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、所信に対する質疑をさせていただきますが、まず最初の質問、私も先ほどの高村委員に続きまして、韓国の大法院、これは日本で最高裁に当たるところになります。から日本企業に對しまして十月三十日に判決が出されて、原告一人当たり一億ウォン、約一千万円の損害賠償の支払いを命じたということについて伺いたいと思います。

これにつきましては私は大臣と見解は一緒でございます。特に日韓請求権協定の第二条には、明確に、「完全かつ最終的に解決されたことなることを確認」と、条約本文の中にこのことが書

かれていてございまして、今回の判決は請求権協定そのものに違反をしているという意味でまことに遺憾に思っているわけでございます。

ただ、今我々が直面している事態というのは大変難しい面がある。これは一般論でありますけれども、三権分立論でいえば、韓国の政府が三権分立の一方である司法機関の判断を尊重せざるを得ないというのは一般論ではわかるわけでございます。しかし、韓国の政府が所管している外交の分野においては、大臣が繰り返しおっしゃっているように、日本との二国間関係の法的基盤が揺らいでしまうような判決が出てしまったということとございまして、韓国政府の立場に立てば、外交上どうするかということが問われる事態になつていくわけでありまして。

そこで、私は、大臣の答弁をいただく前に指摘をしておきますが、日韓請求権協定の第三条には何と書いてあるかといいますと、この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決すると定められているわけでございます。つまり、この日韓請求権協定で規定をされていることについて、日韓両国間で紛争があればまず外交上の経路で協議をしなければならぬと書いてあるわけでありまして、それにも今回の経緯は反しているのではないかとこのことかと思ひます。

大臣、後ほど、これについてコメントがあればいただきたいと思いますが、また、この第三条には、では実際に紛争が生じたらどうするかということも、手続についても書かれておりまして、これは、仲裁委員会を設置してその決定に服することと条約自体が要請をしていることになつております。

そうしますと、この日韓請求権協定の規定について、日韓両国で争いが、日本側から見ると生じていないわけですが、争いが生じた場合は、本来は、この請求権協定の三条に従つて、仲裁委員会の設置を求めてその決定に服するというものがあるわけですが、今回はそれと違う経路

をたどっているということかと思っております。

ただ、今この状態になりまして、請求権協定三条のとおり今後物事が進んでいくのかどうか、懸念を持っている方は多いと思いますが、改めて、もう少し先ほどの答弁よりも深掘りして外務大臣の御答弁を求めたいと思ひます。今後、日本の政府として、こういった仲裁委員会の設置を求めていくのか、あるいは、既に新聞でも報道がありますけれども、ICJ、国際司法裁判所に訴えていくということも考えなのか、今後の対処方針もお伺いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 繰り返し申し上げているように、今度の判決は、日本企業に不当な不利益を負わせるものであり、何よりも、一九六五年の国交正常化以来の両国の関係の法的基盤を根本から覆すというものでございます。

この国際法違反の状況を含め、韓国側には直ちに是正をするということを強く求めてきておりますし、適切に対応するように求めてきておりますので、私としては、韓国側が速やかにそうした適切な措置をとられるというふうに思つております。

しかし、万が一の場合には、先ほど申し上げましたように、あらゆることを視野に入れて対応せざるを得なくなるといふことも申し上げてきているところでございます。

○遠山委員 大臣が韓国側には是正を求めるといふ是正というのは、より具体的に申し上げれば、韓国の司法機関は日本の企業に賠償命令を出している、それを是正するためには、韓国の国会において、立法措置で、その日本企業に対して判決が求めている賠償を、韓国政府が国内処理をするという意味で肩がわりをして賠償する、こういった措置を指しているのでしょうか。

○河野国務大臣 我々が求めているのは、日本企業が不当に不利益をこうむることがないようにということ、一九六五年以来の両国の国交のベースになつていく法的基盤がきちんと正しく維持されるということが大事でありまして、そのために

どのような対応をするかというのは、これはもう韓国側がお決めになることでございますから、それについて私がどうこう申し上げる立場にはないというふうに思っております。

○遠山委員 わかりました。

確かに、大臣がここで韓国側がどうすべきかを余り具体的に言い過ぎると、また違う、内政干渉だとか、そしりを受ける可能性もございまして、今の御答弁でよろしいかと思えます。

ただ、きのうの新聞では、韓国の国会は、そういう是正のための立法措置をとるのではなくて、日本側に賠償を求める決議案を出しているという報道もございまして、非常に懸念をしているところでございますが、外務大臣には毅然と対応していただければと思います。

ちよつと時間の関係で一問飛ばしまして、次に、学校保護宣言という文書についてお伺いをしたいと思います。

これは二〇一五年にノルウェー政府と国際NGOが策定した文書でありまして、法的拘束力はございません。ございませぬけれども、この文書は、武力紛争時に学校や大学を保護する、つまり、攻撃対象にしないということをつたつた文書でございます。付随しているガイドラインとともに、世界各国に承認、英語で言うところのエンドースメントですね、これを求めています。

国際条約ではありませんので、このエンドースメントという手続は、国として支持する姿勢を示すオフィシャルレターをノルウェー政府等に送付すれば完了するという認識でおりますけれども、現在、欧州諸国を中心に八十カ国とパレスチナがエンドースをしております。この策定したノルウェー政府や市民社会等からも、日本政府に対しても同様に承認の措置をとってほしいと求める声がございまして。

私は、個人的に、紛争下であっても、教育現場である学校の施設を軍事利用しない、また軍事攻撃の目標としないということは極めて重要な考え方であると思っておりますが、日本政府のこの文

書に対する評価を聞きたいと思えます。また、あわせて、もし政府としてエンドースできない理由があるのであれば、具体的にそれをお示しをいただきたいと思えます。

○河野国務大臣 この安全な学校宣言は、いつでしたか、小態委員からも御提起をいただきました。それを受けて、外務省、防衛省を始め、政府内でエンドースできないかということで検討してまいりました。

武力紛争下においても紛争当事者は学生の安全と教育を保護すべきであるというこの宣言の目的は、基本的にそのとおりで、日本政府も評価をしているところでございますが、例えば、この武力紛争下で学校や大学を軍事目的の利用から守るガイドラインの中には、開校中の学校や大学を軍事上の努力を支援するためにいかなる形でも使用してはならないというふうになされておりますが、例えば国際人道法上、かかる義務は一般に課されておられません。また、このガイドラインの中には、自衛隊の部隊運用への影響を踏まえると、必ずしも日本の実態にそぐわない内容も含まれているというふうに考えられます。

もちろん、このガイドラインには法的拘束力はないということは承知しておりますけれども、このガイドラインをエンドースするということは、道義的あるいは政治的観点からその履行を目指すということの意味するようになるわけで、私としては、エンドースするならば、政府による履行の可否を念頭に置いてやはり対応していくのが責任のある対応だろうと。

残念ながら、政府内の協議によれば、この目的自体は基本的に評価をいたしますが、先ほど申し上げましたように、我が国の実態にそぐわない部分もあるということで、エンドースというのは基本的に表明をしないということにさせていただいております。

○遠山委員 大臣、一言だけ。

今の考え方は私なりに理解はいたしました。先ほどの御説明の中で、ガイドラインの中に、戦

時国際法で規定されていることをかなり飛び越えたという表現がいろいろわかりませんが、その戦時国際法の中でも義務づけられていない、禁止されていらないことを禁止しているという意味で非常に厳格性が強いということと、あと、自衛隊の運用面の整合性というお話がありました。場合によっては、丸ごとエンドースするのではなくて、何か留保条件、保留条件を我が国として明示した上でエンドースするとかということができないのかということをお伺いしたいと思います。

つまり、戦時国際法の範囲の中で、この保護宣言が重なる部分について、日本政府としては多分異論がないわけでありまして、その異論のある部分を逆にわかるように提示をした上でエンドースをしていくようなことができないのか、検討していただければということはお望みしてお伝えをしておきたいと思えます。答弁は要りません。

次に、日中関係についてお伺いをしたいと思います。本年は、日中平和友好条約締結四十周年の節目に当たります。年初から今日まで、さまざまなレベルでの交流を踏まえ、四十周年の佳節にふさわしい二国間関係の改善の成果が積み上がってきていると、私自身、実感をしております。

私もこの夏に、超党派の議連でございます日中次世代交流委員会の第六次訪中団の団長として、副団長は小態委員であります。中国に行かせていただきました。六年連続、超党派で行かせていただいております。大きな変化を野党の国会議員で毎回感じているところでございます。

また、本年十月に東京と北海道で開催をされた日中と率直な意見交換をさせていただく中で、中

ら協調へ、こういう流れになっているんだろうと思えます。

その政治的にはクライマックスとも言えるのが、十月二十五日から二十七日の安倍総理訪中であつたかと思えます。

同行された外務大臣として、今回の総理訪中の最大の成果とは何だったのか、簡潔にお答えをいただければと思います。

○河野国務大臣 おっしゃられましたように、平和友好条約締結四十周年という節目の年に、日本の総理が訪中するのは七年ぶりということでございますが、成功裏に終わったと思っております。

日中韓の三方国のサミットに李克強國務院総理がお見えになり、総理がここで訪中をし、来年、習近平國家主席を御訪問いただくということで、日中関係が正常化するということの中で大きな一歩であつたというふうに思っております。

総理の訪問が七年ぶりという、間があいてしまつて、その間はいろいろなことがございましたけれども、この訪問、三つのステップの二つ目として、日中関係の正常化に向けた大きな一歩であつた、そう言つてよろしいかと思えます。

○遠山委員 ありがとうございます。

首脳往来が最大の成果ということで、そのとおりかと思えますので、来年の習近平主席の訪日をぜひ成功裏に実現をしていただければと思います。

最後の質問、簡潔に。

私がさきの通常国会から何度かお尋ねをしております自律型致死兵器システム、LAWS、これは市民社会ではキラーロボットとわかりやすく呼称されているわけでございまして、これにつきましても、私も同僚議員と院内勉強会を、第一回を先日開きまして、今度、第二回をまた今月二十日にも開く予定にしております。小野寺筆頭にも来ていただきますし、小態委員も引き続きということ。そして、脳科学者の茂木健一郎先生や専門の佐藤丙午教授も院内勉強会に来ていただくことになっております。

私が前回質問した後に、政府においては、八月

末にCCWの締約国会議の第二回の政府専門家会合が開催されたと聞いておりますが、その概要と、それを踏まえた今後の政府の取組について伺いをしたいと思います。

○河野国務大臣 八月に政府専門家会合が行われまして、LAWSの特徴あるいはLAWSの使用における人間の関与、国際人道法上の課題などについて議論が行われましたが、各国の立場の隔たりが大きく、一つの共通認識にはたどり着いていないというのが現実でございます。来年もさまざまな専門家会合が開催されて、議論が続くということでございます。

日本は、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性兵器の開発を行う意図は有しておらず、兵器については人間の関与が必須であるという立場を表明してきています。でございますが、国際社会においてこのLAWSに関する共通認識が得られるよう、積極的かつ建設的に議論に参加してまいりたいと思います。

○遠山委員 ありがとうございます。

外務大臣御本人もかなりこのロボット、AI、兵器の問題には御関心が高くて、いろいろと個人的に研究されていると周囲から伺っておりますが、ぜひ大臣のリーダーシップで、この議論、日本らしい主張を国際会議の場でもしていただきたいと思ひます。

あくまでも、人間の判断が全く介在せずに、人工知能の判断だけで攻撃目標を定め、捕捉をして実際に攻撃して破壊する、そういう能力を持っている兵器の開発は、私はこれは禁じていくべきだろう、こう思っているわけでございます。ぜひともここは、外務省と私ども同じ考え方を持つ議員で協力していければということをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○若宮委員長 次に、櫻井周君。

○櫻井委員 立憲民主党の櫻井周です。

今回から外務委員会に所属させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

先週、大臣から所信について表明いただきました。です。それについて質問させていただきます。きうと思つておつたんですが、その前に一点、きのうペンス・アメリカ副大統領とそれから安倍総理の会談があり、その後の共同記者会見もありましたので、そこで、日米FTAについてお尋ねいたします。

きのうの共同記者会見のときには、このペンス副大統領の発言について、NHKではFTAというふうに報道もされておりました。これまで安倍総理は、FTA交渉につながる交渉はやらないというふうに発言してきたわけでございますが、やはり今回のこの貿易協定の交渉、これはFTAなんじゃないんでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 そうではないと申し上げております。

○櫻井委員 あと、先月、十月四日に、ペンス副大統領はワシントンで講演をされております。そのときに、これは中国との話が主たる内容ではあつたんですが、その話の中で、韓国ともFTAを結んだというお話をされ、さらに、ウィウィル・スー・ピギン・ネゴシエーティング・アヒストリック・バイラテラル・フリー・トレード・アグリーメント・ウィズ・ジャパンというふうに発言をされております。つまり、FTAと発言をしているわけです。

重ねてお尋ねいたしますが、これはやはり日米のFTAということじゃないんでしょうか。

○河野国務大臣 そうではないと申し上げております。

○櫻井委員 これは大臣もよく御理解いただいていることかと思ひますが、最惠国待遇の例外としてガット二十四条があつて、ガット二十四条の貿易協定、自由貿易地域を設定するということをFTAと一般的に呼んでいるんだらうというふうに理解をしております。ところが、世界の中で安倍政権だけがFTAじゃないというふうに言つてい

るように聞こえるわけです。

こういうふうに、安倍総理がアメリカに対して、FTAなのにFTAと言つてくれるなどというふうにお願いしていること、このこと自体が既にアメリカに対して借りをつくつていふことになつて、交渉力を弱めていることになるというふうに懸念をするんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 その懸念は当たりません。

○櫻井委員 大臣はどのように答弁されるというふうにも思つておりましたけれども、本当は、FTAかどうかというように、言葉遊びで始まつてしまふと、論点を単純化させることになつて充実した議論を妨げるようになります。したがつて、こうした言葉遊びで始終するのはなく、実質の中身の議論にするように、そしてアメリカ側に変な借りをつくらぬように、交渉をぜひ進めていただきたいというふうに思ひまして、大臣所信についての質問に移らせていただきます。

先週の大臣の所信では、日米同盟の強化、それから、日中関係は最も重要な二国間関係、より一層積極的に自由貿易を推進というふうに発言されておりました。

要するに、日本にとってアメリカは大事だ、中国も大事だ、自由貿易も大事、こういうふうにおつちやつておられるわけですが、その日本が大事と言つておられるアメリカと中国との間で、今まさに貿易戦争とも言われるような激しい貿易摩擦が起きている状況でございます。

ことしの七月に、アメリカが中国に対して知的財産権侵害ということで、それに対する対抗措置という名目で大規模な制裁関税を発動すれば、それに対して中国も対抗措置ということで報復関税、そしてそのようなやりとりを八月と九月にもやつている、三往復もやつているわけでございます。これ、世界の二大経済大国、ナンバーワンとナンバーツーの国がやりますと、その間に、まさに

文字どおりその間にいる日本は大きな影響を受けるというふうに考えるわけですが、大臣はどのように想定されておりますでしょうか。

○河野国務大臣 おつしやるように、世界一位、二位の経済大国が貿易をめぐつてこのような状況になるというのは、日本だけでなく、ヨーロッパあるいはその他発展途上国を含め、全ての国に対して極めてネガティブな影響の強いものになると思ひます。

特に、これだけサプライチェーンが複雑になつておりますと、アメリカ産のものだと思つてもそこに中国の部品が入つていて、あるいは中国のものだと思つてもアメリカのソフトウェアが入つていて、さまざまな影響が出てくる。しかも、これは一見しただけではわからなくて、何かとめてみたら、関係ないと思つていたものもそれにひつつかつて入つてなくなつて、結果として自国の産業にも影響が出るということが恐らく米中間でも起こり得るんだらうと思ひますし、その間にいるほかの国々からしてみると、影響がどの程度に及ぶのかというのがこれはなかなかわかりづらいという意味で、世界経済をいけば萎縮する可能性も非常にあるというふうに思つております。

日本の立場は、あらゆる貿易に関する問題はWTOの枠組みの中で解決されるべきだというふうにおつちやつておまして、いかにWTOの枠組みの中へ米中を引き込んで、そこで問題解決をしようかというところに注力をしてまいりたいと思つておりますが、現実には、御指摘いただきましたように、貿易戦争と言つてもいいような状況になつてきております。

日本として、日中関係が正常化する中で中国側とも話をし、同盟国であるアメリカともさまざまな場面で話をしているところでございますので、これがグローバルなサプライチェーンに影響を及ぼす、あるいは国際経済に大きな影響が出始める前に、日本としても、ヨーロッパを始めほかの国々とも協調して、両国に働きかけをしつかりやつてまいりたいと思つております。

○櫻井委員 一転して丁寧な御答弁、ありがとうございます。

まさに大臣がおっしゃられたとおりでございます。我が国のみならず世界じゅうが大きな迷惑をこうむる可能性があるということ。

それから、別の国際政治学者によれば、覇権国の争い。つまり、これまでアメリカが主たるメーンプレーヤーという状況の中で、覇権国というように振る舞っていたところに中国がチャレンジャーをしていないのか、それに対するアメリカの反撃ではないのか。こうしたケースにおいて、過去、歴史を見ると、戦争に発展したことも数多くある。そこまでするまでも、やはりこうしたある種のレジームの変更、ゲームチェンジということが行われると、世界経済がそのチェンジのさなかに混乱するというようなこともあり得るということが歴史の教訓ではございます。

したがって、そうしたことにならないように、覇権国とかというような概念そのもの、これは二十世紀以前の話として、二十一世紀においてはちゃんと世界市民として皆が協力していけるような体制を大臣も率先してつくっていただきたいということを願っています。

一方で、アメリカが中国に対して制裁関税を行った、発動した名目といえますが理由としまして、知的財産権を侵害されたというふうな言っております。そして、かなり大規模な制裁関税をかけたわけですが、そうすると、もしこれがアメリカの言っているとおりであるならば、この知的財産権の侵害、アメリカだけじゃなくて日本の企業もこうした侵害を受けている可能性があると思うかと思いますが、この点、どのように認識をされておりますでしょうか。

○磯崎副大臣 お答えをさせていただきます。海外において日本企業が保有します知的財産権が侵害をされて、模倣品が製作されたり、あるいはコンテンツ等のコピー、海賊版、こういったものが作成されて販売されることは、日本企業

の稼働力をそぐ行為でございますので、非常に重要な問題として認識をしております。

知的財産権侵害による被害額、この全容につきましてはなかなか明らかになっていないわけでございますけれども、昨年、二〇一七年に実施いたしました模倣品被害の実態のアンケート調査、これからの推計によりまして、日本企業が模倣被害によって失った利益、いわゆる逸失利益でございますが、これは全世界で少なくとも五百五十億円を下らない、そのようなデータもござります。また、海外での模倣品の製造を確認した企業の約八割が、中国での製造であったというふうな答え

おります。

ただ、これらのデータの中には、企業が知的財産権が侵害されているということにそもそも気づいていない、そういうこともございますので、その数字は当然含まれていないということでございます。この五百五十億円という数字は氷山の一角であるというふうな認識をしております。

こうした状況を踏まえまして、経済産業省では、例えば知的財産戦略推進事務局、あるいは警察庁、文化庁、農林水産省、国税庁、こういった関係省庁と連携をしまして、日中間の政府間の定期協議の場を通じて模倣品取締りの強化を要請しているところでございます。

さらに、ジェトロの北京事務所には知的財産の専門家配置をいたしまして、企業からの相談への対応あるいは関係機関への働き方、こういうことを今実施しているところでございます。

さらに、中小企業、小規模事業者におかれましては、なかなかコスト面で対応が厳しいというところもござりますので、例えば、海外における侵害品の調査、あるいは模倣品業者に対して警告状を发出する、このような警告書の作成、こういったことについての費用の三分の二を助成しているということもござります。

こういった取組を強力に推進いたしまして、日本企業の知的財産権をしっかりと保護してまいりたい、そのように思っております。

○櫻井委員 副大臣、わざわざ来ていただきました。ありがとうございます。

今の御答弁で、模倣品について、五百五十億円というお話でございました。五百五十億円という金額は実態から見て氷山の一角というふうにおっしゃっていただきましたが、本当に、氷山の一角どころか、もっともつと、ほんの一部にすぎないのではないのかというふうにも思うところでございます。

過去に、これは中国ではありませんが、韓国との間で、鉄鋼メーカー同士の、技術を盗み取るというふうなことがあって、これも全く気がつかないようなことがあって、これも全く気がつかないようなことが、中国と韓国との企業の間で紛争があつて、そのときに裁判で出てきたら、実はもともとの技術は日本にあつたということで明らかになつた。これ一件だけで五百五十億円をはるかに上回る被害があつたということでございます。

こうしたこと、特に、模倣品についてはまだ表から見てわかりやすい部分ですけれども、例えば技術が盗まれた場合、特許侵害ということも、これはなかなかわからない、実際に中をあけてみなければわからないというふうなこともありますから、見つからない。

それからあと、そもそも日本で、ちゃんと適切に海外で権利を確保していくような努力を過去にしてこなかった。ことしも、平昌オリンピックのときにカーリングの選手がイチゴを食べている姿が報道されて、あれ、日本でつくられた品種なのに韓国でというふうなところで、日本のそうした農産物に対する保護がちゃんと行き届いていなかったのではないのか、こうした問題も指摘されているところでございます。

やはり、特にこうした知的財産の問題は、中国との関係において非常に大きな課題がある。アメリカが制裁で発動するというような、関税をかけるということが適切な手法かどうかは別としまして、やはりそういったものがあると、なかなか世界秩序ということもままならなくなってくるのかな。やはり各国ともお行儀よくやつていかなきゃいけないし、お行儀よくやるための、こちら側、

権利を持つている側もしっかりと権利を確保していくというような仕組みをつくっていかねければいけない、そうした努力をしていかなきゃいけない。そして、それを政府もしっかりと支援していただきたいというふうに思います。

こうしたことはちよつとまた別な機会にも質問させていたかどうかと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

副大臣、ありがとうございます。

次に、大臣の所信表明の中で、人間の安全保障というお話もいただきました。これは非常に重要な概念だと思えます。既に、日本政府の数々の努力によって、国連においても共通の理解というものができているかと思えます。

ただ一方で、日本の国内で、人間の安全保障について、広く国民の皆さん、ああそうかというふうになんて思っているかというところ、必ずしもそうではないと思えますので、いま一度ちよつと大臣に、この人間の安全保障について御説明いただけますでしょうか。

○河野国務大臣 人間の安全保障は日本が打ち出した理念であります。二〇一二年に採択された国連総会決議の中で定義されておまして、それを申し上げると、全ての人々とコミュニケーションの保護と能力強化に資する、人間中心の、包括的で、文脈に応じた、予防的対応を求めるものというふうな今定義をされております。

こうした人間の安全保障の考え方は、誰一人取り残さないというSDGの持続可能な開発目標にも反映をされているところでございます。この人間の安全保障に基づいて、TICADやらさまざまな外交を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○櫻井委員 人間一人一人を大事にしていこう、平たく言えばそういうことかと思えます。

さらに、大臣は、今も御発言いただきましたが、TICADを来年横浜で開催する、アフリカの開発を力強く後押ししていきますという発言もございました。

ただ、このアフリカの開発というのは、いろいろな面で難しいところがあるかと思ひます。特に、日本から見ますと、先ほども出張の話でお話がありましたけれども、アフリカに行こうと思つと、一旦ヨーロッパ経由ということになるかと思ひます。南の方ですと、南回りでヨハネスブルク等を経由して行くことになるかと思ひますけれども、そうすると、どうしても日本から支援する、人を派遣して技術を伝えていくというようなことをやろうとすると割高になってしまうということも課題としてあらうかと思ひます。

だったら、アフリカはヨーロッパに任せて、ヨーロッパに支援してもらつた方がいいんじゃないのか、こういう考え方も、効率のことだけを考えればあり得るかと思ひますが、日本として支援していく意味、そして日本が効率的に支援していくというのはどういったところにあるというふうな大臣はお考えでしょうか。

○河野国務大臣 アフリカというのは、やはり、何というんでしょうか、国のさまざまな機関、権限というものの対するその国の中の権威というのがまだまだないんだと思ふんですね。ですから、国家に対して保護を求めるよりも、自分の所属する部族とかあるいは宗教的な固まりとか、そういうところに帰属意識があつて、なかなか国としての開発が進まないというふうなことがある。そういう中で、やはり、選挙とか司法とか国会とか税関あるいは国境警備、そういう国としての必要な機関をいかに立ち上げて強化していくかというところを少し日本としてはやらなければいけないのではないかとこのうふうに思つておりまして、そういう意味でのネーションビルディングというのをやつていかなければいけない。

やはり欧米型の民主主義とアジアのやり方というのは少し微妙に違ふところもあると私は思つておりまして、さまざまな道筋で民主主義、あるいは開発というのがあつてもいいのではないかと。そういうことを考えると、少し、日本がアフリカに積極的に関与するということも出てくると思ひま

すし、先進国から途上国へ支援をするだけでなく、南南協力を日本が助けるというようなことも、これからやはり日本外交としてやつていかなければいけないんだらうというふうな考へております。

そういう中で、質の高いインフラですとか、産業のための人材とか、ユニバーサル・ヘルス・カレッジとか、あるいは、エジプトのように、日本の教育をやつてくれというようなところもありますので、この日本の得意分野でしつかり、人間の安全保障を中心に、アフリカの開発にこれからは関与していききたいというふうな思つております。

御指摘いただきましたように、日本からアフリカへ行くには距離もありまして、隣同士になかなか行けないということもありますので、そういうところは、やはり外相の専用機があるという少し効率的に回れるかなということもありますので、これはまた皆様に御相談を申し上げるところがあるかと思ひますが、そうしたことで、来年のTICADを含め、アフリカにも、これはヨーロッパ任せにするのではなく、日本もしっかり関与していききたいというふうな思つております。

○櫻井委員 詳しい御答弁、ありがとうございませう。

まさにおつしやるとおり、ヨーロッパ型の援助というのは、ともすれば、こういういい仕組みがあるんだ、だからこの仕組みのとおりによればうまくいくんだという、ある種、演繹的な考え方に基づくようなところが少なからずあるのかな。それに對して日本の援助の仕方は、現場が今どうなつてゐるのか、その現場の細かい問題点を一つ一つ解消していくことによつて少しずつよくしていく、ある種、経験則的な、そういうアプローチなのかな。

まさに、アフリカの国の場合、国境線が直線的に引かれてゐるところに象徴されるように、必ずしもコミュニティの固まりとそれから国の枠組みが一致してゐないという中において、そうした

日本的な、地元から、草の根から積み上げていくような開発のあり方というのは非常に有効ではなからうかというふうな思ひますので、ぜひそういった観点からも進めていただきたいと思ひます。

他方で、例えばTICAD等を開催いたしますと、日本としても、アフリカを支援します、総額で幾ら支援しますというようなお約束をしたりすることにあらうかと思ひます。そうしたお約束をしたときに、ただ、実際問題、支援しようと思つても、それから支援する必要性が高いと思つていても、まさに、現地の治安が悪いとなかなか日本から支援するというのが難しくなつてこようかと思ひます。

現実的な問題として、そうした危険な地域に職員等を派遣することができない、日本の開発関連の業者の方に行つていただくわけにはいかないとこのことになつてしまふ。そうすると、治安のいいところの結果的に支援が集中してしまふ、お約束した金額もあるからそれをしつかり達成しようとする、治安のいい国にばかり支援が集中してしまふことになりはしないのか、こうした懸念もあるわけでございます。

他方で、現実問題として、貧困な地域であるところでは治安が悪くなりがち、やはり貧困が治安悪化の原因となることも間々あると思ひます。もちろん、貧困だからといって治安のいい地域もございませう。ただ、貧困が治安悪化につながり、さらに、それが支援できない、支援できないから更に貧困がいつまでもたつても解消できない、悪化していくというこの悪循環というのもあるかと思ひます。

こうした悪循環を断ち切つて、よい循環に持つていくためにはどうすればいいのか。まさに、日本の援助で治安の悪い国も、まあ、よい国もですが、けれども、悪い国であつてもしつかり支援していくためにはどうしたらいいのか、大臣のお考えをお聞かせください。

○河野国務大臣 アフリカの成長のためにはやは

り治安というのは不可欠なんだと思ひますし、やはり治安がいいというのが成長、開発につながるんだらうというふうな、多くの場合そうなるんだらうというふうな思つております。

なかなか日本から人が行けないというようなところについては、国際機関なども連携して対応していきたい。特に、南スーダンとかソマリアなどの、例えば移民などに対する人道支援ですとか、あるいは、サヘル地域と呼ばれてゐる、テロあるいは組織犯罪の脅威が極めて深刻になつてゐるところについては、やはり国際機関などと連携をして、治安対策の支援とか機材の支援というのをしつかり行つていききたいというふうな思つております。

また、人材育成の観点から、JICAを中心に、アフリカのフランス語圏あるいはスーダン、ナイジェリア、ニジェールなどを対象とした日本からのテロ対策の関連の研修ですとか、あるいは、ジブチなどでは沿岸の警備強化のための専門家の派遣ということをやつておりますし、逆にそういうところから安倍イニシアチブを通じて産業人材を育成する、そういう人材育成のようなこともしつかりやらなきゃいかぬというふうな思つております。

また、最近日本のNGOから、日本が注意喚起をして、NGO、退避してくださいと言つけれども、ほかの国のNGOが入つてゐるケースがあつたりするじゃないかと。一律全部出ると言うのではなくて、少しNGOに対しても、きちんと治安の確保ができる能力のあるところを中心に、少し入つてお手伝いをするということができないんじゃないかというふうな問題提起もいただきまして、例えば南スーダンなどに見に行つていただいて、それなりに治安に関する対策がとれるならば、少し日本のNGOあるいは日本の機関としても入つていくことを検討できる余地を残そう、そういうことも今やつてゐるところでございます。

○櫻井委員 職員の安全確保、職員だけではな

続きまして、もう一つ、国内における人間の安全保障と言つていいのかどうかわかりませんが、けれども、人間一人一人大切にしていきましようということに関して、きのう衆議院本会議で外国人労働者の問題、出入国管理法の審議が始まりました。

この中で、例えば、立憲民主党からは山尾議員から、数々のこれまでの技能実習生の問題点についても指摘をさせていただきました。昨年一年間で七千名以上がいわゆる失踪という形で職場から逃げ出している。その逃げ出した理由としまして、最低賃金を大幅に下回るような低賃金で働かされていたとか、労働基準法に違反するような長時間の労働、残業をさせられたとか、いじめ、パワハラ、いろいろなことが指摘をされています。こうした問題がありますと、やはり日本の、外

交の基礎というのは、究極、外交というのは一義的には政府間のものでございますが、しかし、その後ろにはそれぞれ国民がいて、国民同士のおつき合いでもあるわけです。そのときに、国民感情、日本に技能実習生として来られた方々が、日本でひどい目に遭った、日本というのはとてもひどい国だというふうにして本國に帰られますと、やはりそれは日本の将来の外交に対して大きなマイナスになってしまうのではないのか、こののようにも懸念するところがございます。

技能実習生の問題、今回のこの法改正に際しましてさまざまな問題が指摘をされているわけでございますが、大臣としまして、日本の外交に将来悪い影響を与えるのではないのか、こうした懸念についていかがお考えでしょうか。

○河野国務大臣 この技能実習生の問題は認識を委員と共有しておりまして、相手国との関係とか、あるいは国際社会における日本の評価という

外務省としても、この技能実習生に関する問題については非常に重く受けとめておりまして、これにはもう国内外双方で取組をやらなければいかぬというふうに思っております。ベトナムなどでは極めて悪質なブローカーみたいなものが存在をしておりましたので、これはもう悪質なものというものは全部大使館のホームページに記載をして、そこからの申請は一切受け付けないというようなことをやっております。

これは当然、国内のことにも波及をしますの
で、例えば留学生で日本語学校に来る。しかし、
実は日本語学校で全然勉強せずに労働者として働
いているのが大半というようなケースもあるわけ
ですから、それはもう国内でも対応していかなな
きゃいかぬということで、政府内、関係省庁とも
やりとりを始めているところでございますので、
御指摘の点はまさにそれとおりでと思いますの
で、これはしっかりと外務省としても対応してまい
りたいと思います。

○櫻井委員　御答弁ありがとうございます。
もしかしたら、外務省は所掌外だからといって
冷たい答弁をされるのかなというふうにも思つて
おつたんですが、丁寧にしつかりやつていただけ
る、外交問題にも発展しかねないということでご
ざいましたので、ぜひ大臣もしつかり話に加わつ
ていただいて、頑張つていただきたいと思いま
す。

次にちよつともう時間もなくなつてまいりましたけれども、國際機關の日本人職員増強ということも大臣おっしゃつていただきました。既に武井委員がこの点について質問されておりますので、ちよつと重ねての話にはなりますが、英語力の不足というのが最大の問題だというふうに大臣はおつしやいました。

もう一つ、国際機関の最近の傾向といたしまして、女性職員を登用していくんだ、どの国際機関も、男女半々にするということで、同じぐらいの

日本国内で男女共同参画が進んでいないことが、やはり職場経験のある、職務経験のある女性日本人として少ない、そのことが国際機関で日本人職員に働いてもらうというような機会損失になっているのではないかというふうにも考えるんですが、この日本国内での男女共同参画のおくれとの関連では大臣はどのようにお考えでしょうか。

○河野国務大臣 私の出張の折に、ニューヨークですとかジュネーブですとか国際機関が多くあるところ、あるいは国際会議に行った際には、そこへ来ている国際機関の日本人の職員の方、よく集まっていたいろいろな意見交換をさせていただくんですが、国際機関、これはもうどの国際機関と言ってもいいんでしょうけれども、圧倒的に女性優位といいますか、女性が多いんですね。かなり、私が外務大臣になってから、国際機関に日本人を採れとプレッシャーをかけているんですけれども、国際機関が日本人を採用しようとする

ると、日本からは女性ばかりだ、こう言われて、むしろ、おつしやるように、国際機関は今このジェンダーギャップを埋めようとしていますので、同じ能力なら女性を採るといふような状況の中で、日本からは女性が多いというのはむしろ歓迎をされている状況になっておりまして、日本の男性にもうちよつとガッツを持って外へ出てもらうということとは大事なかなというふうに思っております。

もう一つは、やはりこういうチャンスがあるんだということをもう少ししっかり周知徹底しなければいかぬと思っております。日本人が留学している留学先でも日本人向けにこうしたガイダンスをやったり、あるいはソーシャルメディアを使つて情報発信をしたりということをやっておりますので、女性に限らず、むしろ男性にもしっかりと国際機関に応募していただきたいというふうなことを考えているところでございます。

○若宮委員長 次に、山川百合子君。
○山川委員 立憲民主党の山川百合子でございます。

前期に引き続きまして、また外務委員会として
立つてまいります。どうぞよろしくお願いをいた
します。

河野大臣は、先週、所信を表明なされました。その中で、六つの重点項目の中で一つ目に挙げているのが、日米同盟の強化ということを挙げていらつしやいます。そこできょうは、まず最初に、日米関係について二つほど、大きなテーマで何っていきたいと思います。

一つ目は、日米地位協定についてでございます。

一般国際法と日米地位協定との関係について、前期の五月十一日の外務委員会では我が党の末松委員が、外務省ウェブサイトに記載されている考ええ方、すなわち、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないとの考え方は、国家主権と駐留軍に認められている特権との関係が主客逆ではないかという質問をされていきました。その後、井上委員も同様の質問をされておられました。

そこで、改めてお尋ねしたいのですが、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないという考え方は、実際に多くの国で採用されているのでしょうか。このような考え方は、外務省が示されているように、一般国際法上、慣習として確

立されているのでしょうか。具体的な例を挙げて御説明いただきたいというふうに思います。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。

外務省のウェブサイトに、委員ただいま御指摘の記載と同時に、米軍の行為や、米軍という組織を構成する個々の米軍人や軍属の公務執行中の行為には、日本の法律は原則として適用されないが、公務執行中ではない米軍人や軍属、また米軍人や軍属の家族は、特定の分野の国内法の適用を除外するとの日米地位協定上の規定がある場合を除き、日本の法令が適用されるという記載、あるいは、一般国際法上、米軍や米軍人などが我が国で活動するに当たって、日本の法令を尊重しなければならぬ義務を負っているという記載も同時になされているところであります。

このようなウェブサイトの記載は、一般国際法上、受入れ国の同意を得て当該受入れ国内にある外国軍隊及びその構成員は、受入れ国の法令を尊重する義務を負うが、その滞在目的の範囲内で行う公務について受入れ国の裁判権等から免除されると考えられるという趣旨を述べたものでござい

ます。免除の具体的内容については個々の事情により異なり、必要に応じて、こうした一般国際法上の考え方を踏まえつつ、当該軍隊の派遣国と受入れ国との間で個々の事情を踏まえて詳細が決定されると承知しております。

軍隊の性質を踏まえましたこうした考え方は、国際的に広く共有されていると理解しているところであります。

○山川委員 在日米軍の駐留に伴う不都合な事件や事故また事情が生じた場合は、政府は、日米地位協定の改定を提起するのではなくて、日米合同委員会での地位協定の運用の改善を求める形で、これまででも対応をされてこられました。

しかし、日米合同委員会で確認若しくは決定された事柄は、守られるべき厳格な法規定というよりも、実態としては紳士協定のようなものではないでしょうか。しかも、発表された日米合同委員

会の合意事項には多くのただし書きが散見されて、米軍にとつて職務運用上必要と判断されれば確認事項は守られなくてもいいという暗黙の了解がその紳士協定の前提になっているのではないかと印象を私は国民に与えかねないというふうに思っています。

例えば、我が国の住宅街の上空において米軍機が低空飛行をしても罰せられない。これは、我が国の住宅地においても、米軍機が低空飛行訓練をするためであれば許される。しかも、そのことを担保するために航空特例法がつくられて、それが米軍機の低空飛行を許す国内法上の根拠になっているのだと私は認識しているんですが、この認識で間違いはないでしょうか。この点については、国土交通省の政府参考人から、確認の意味で御答弁をお願いいたします。

そして、あわせて、その認識が正しいとする、そもそも一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別な取決めがない限り接受国の法令は適用されないという慣習があるのに、一般法である日本の航空法に特例を認める航空特例法が必要だという論理には、やはり矛盾があるのではないかとこのように思うわけであります。

接受国の法令は適用されないといながら、航空特例法の規定が必要なのだとすれば、米軍にも日本の航空法を遵守する義務が日米地位協定や日米合同委員会の合意事項のどこかで規定されているのでしょうか。それとも、米軍が遵守すべき個別のルールが規定されているのではなくて、やはり日本国の主権を尊重し、国内法を遵守すべきという大前提が合意として定められているのでしょうか。この点の御答弁をお願いいたします。

接受国の主権のもとで国内法を遵守する義務が大前提となっている中で、駐留を認められた外国軍隊の特権と地位を例外的に規定するのが諸外国における地位協定の考え方だというふうに私は理解をしています。しかし、外務省が立っている立場ではそもそも接受国の法令は適用されないという、やはりこれは主客逆の実態が日米地位協定の

根本にあるのだとすれば、主権国家として、これを改定することを視野に入れた日米協議を始めるべきではないかというふうに思います。

国民感情として、米軍が好きなように低空飛行訓練を行える等、感情が逆なでされるような具体的な事例について、実際は、米軍に対して、国内法、国際法上どのような規制があるのか、これをわかりやすく御説明をいただきたいというふうに思います。

○高野政府参考人 お答えを申し上げます。

委員の御質問のうち、米軍機には、航空法特例法により、航空法の規定に基づく最低安全高度の規制が適用されないという認識でよいのかという部分についてお答えをしたいと思います。

航空法におきましては、その第八十一条で、航空機は、いわゆる最低安全高度以下の高度では飛行してはならないという定めがございますが、米軍機につきましては、日米地位協定の実施に伴う航空法特例法に基づきまして当該規定の適用が除外をされておりますので、委員の御認識で正しいというふうに考えております。

○船越政府参考人 お答え申し上げます。

在日米軍は、日米安全保障条約の目的を達成するため、軍隊としての諸機能に属する諸活動を一般的に行いますことを我が国の駐留の前提としているところでございます。

同時に、委員御指摘いただきましたとおり、米軍は全く自由に飛行を行っているわけではなく、日米地位協定第十六条に基づきまして、航空法を含めまして我が国の国内法を尊重する義務を有しておるとともに、日米地位協定第三条に基づきまして、公共の安全に妥当な考慮を払って飛行を行うことになっております。

また、まさに委員御指摘いただきましたとおり、平成十一年には、低空飛行訓練に関する合同合意につきまして合意しまして、その中で、在日米軍は、国際民間航空機関や日本の航空法により規定されております最低安全高度と同一の飛行高度規制を適用されるとともに、学校、病院等に妥

当な考慮を払うこと等とされております。

こうした形で、日米安全保障条約の目的を達成するための米軍の活動と地元に対する影響等を、非常にバランスをとりながら、様々な運用を行っているところでございます。

また、御質問をいただきました航空法と日米地位協定の関係でございますが、日米地位協定の五条に関する合意議事録におきまして、航空法との関係について規定がございます。それに基づきまして、特別な規定がない限りは、通行に関するものについては日本の法令によるということもものを受けておりまして、航空法の特例を定めまして、航空法の九十六条、九十七条、九十八条については米軍に適用するという定めを行っているところでございます。

○山川委員 では、今の御答弁が、在日米軍の活動に対しては日本側からも米軍に対して一定の制約や制限をかけているということであつたかというふうに思いますが、繰り返される米軍機の事故に関しては日本側から米軍に対して何を求めているのか、具体的に御説明いただければと思います。

○船越政府参考人 米軍の事件、事故につきましては、米軍が駐留する以上、事件、事故があつてはならないことは当然でございます。まさに外務省、防衛省、一体となりまして、外務省におきましては河野外務大臣の御指導のもと、事件、事故の防止、万が一事件、事故が起こった際の再発の防止策の徹底等について累次申し入れているところでございます。

○山川委員 では、この地位協定について河野大臣にお伺いしたいというふうに思います。

日米地位協定こそが、駐留米軍が日本国の主権のもとで認められるべき限定的な例外を定める法だというふうに私は認識をしております。つまり、ここに定められていない事柄については、在日米軍も日本国の主権及び国内法をリスペクトしなければならぬと私は考えます。

英語で表現されるリスペクトは、外務省におい

ては尊重するというふうに訳されているようですが、これは遵守すると訳されてもいい法律用語ではないでしょうか。つまり、日米地位協定で在日米軍の権利として例外的、特権的に定められていない事柄については、米軍も日本国の主権を尊重し、国内法を遵守する義務を負っているはずです。ですから、この一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないという外務省の説明が、いろいろ御説明はいただきましたが、私にはどうしても主客逆に聞こえるわけであり

す。もし駐留米軍に日本国の国内法が適用されないのであれば、在日米軍が日本で守るべき法やルールが明記されるべきではないでしょうか。これをせずに運用の改善という曖昧な対処を繰り返すことで、国民の在日米軍に対する反感のようなものを誘発させ、在日米軍の日本国内における地位がむしろ危ぶまれる事態にも発展しかねないというふうにも思われます。

沖縄の問題は沖縄だけの問題ではないという認識も広がってきて、横田空域についても一般国民に広く知られつつある状況であります。

この地位協定の存在意義と運用についての曖昧さが、日米同盟と呼ばれる日米関係そのものを曖昧にしているとは言えないでしょうか。日本国の主権のもとで在日米軍の限定的な地位を現実的に保障するルールとして日米地位協定を再認識すべきときが来たのではないかとこのように感じているわけであり

ます。日米地位協定の改定に向けた全国的な議論を喚起することは、むしろ日米両国の全国民レベルの相互理解を促進する上でも重要で、本質的な議論に発展するのではないのでしょうか。

ぜひ日米地位協定について必要な見直しを提起することに河野大臣のお考え、御所見をお伺いしたいというふうに存じます。

○河野国務大臣 日米地位協定上の事案につきましては、政府としては最も適切かつ効果的な方法

で対処していく方針でございます。

○山川委員 地位協定の改定について私たちは提起をしていきたいと考えているんですが、今後とも意見交換をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、日米関係の中で、FMSと防衛装備品の取得と後年度負担が増長する可能性についてお伺いをしたいというふうに思います。

日米首脳会議において、トランプ大統領は、安倍総理に対して、アメリカからの武器輸出を受け入れるように要求をこれまででもしてこられました。

来年度の防衛省の概算要求を見ますと、対外有償軍事援助、FMSですが、による防衛装備品の取得は六千九百十七億円、新規の後年度負担としては二兆五千四百一十一億円が計上されています。FMSによる防衛装備品の取得に係る当初予算額の推移を見ても、二十九年度、三千五百九十六億、三十三年度、四千二百二億、そして三十一年度、六千九百十七億円と増加してきており、来年度の増額幅は特に大きくなっていて、安倍内閣がトランプ大統領の要請に予算上も応えているという形

になっていることがわかります。そもそも、FMSによる防衛装備品の取得は、これに後年度負担が設定されたり、一般的な装備品の取得が組み合わされたりしているために、実際に何に幾らの税金を投入するのがわかりにくいという現実もあります。

FMSによる防衛装備品の取得額が増長している一方で、海上自衛隊が来年度の導入を計画していたP1哨戒機の導入が見送られたようだという声も聞いています。仮に、自衛隊の通常装備の導入や更新、また、予算委員会でも出ていたが、トイレットバーのようなものも足りないとか制限されているとか、こういう問題も指摘されてい

ましたけれども、自衛隊のインシヤルコストを削減してまでも防衛装備品の取得経費を捻出しているのではないかとこの疑義が国民の間に広がっているというふうに感じています。

来年度のFMSの大幅増額がトランプ政権からの要求に応えるものなのか、また、取得する装備品はどのように決定されているのか、その決定過程において通常装備の充足や自衛隊のインシヤルコストが犠牲になるようなことは果たしてないのかどうか、FMS本来の意義と来年度の増額理由をわかりやすく御説明いただきたいと存じます。

また、あわせて、後年度負担については、イージス・アショアなどの開発途上である装備品が、完成に至るまでに増額されることはないのか、どれほどの増額幅が容認されるのか、これは一定の幅は容認されているのかどうかということもですね、それらについてどのような予算措置を講じていくルールになっているのか、具体的に御説明をいただきたいと存じます。

○鈴木(貴)大臣政務官 山川委員からの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。FMSについてでございますが、FMSは、経済的な利益を目的とした装備品の販売ではなく、米国の安全保障政策の一環として、同盟諸国に対して装備品を有償で提供をするものであります。これにより、一般では調達のできない機密性の高い装備品でありますとか、若しくは、米国でしか製造していない能力の高い装備品を調達できる点で、FMSは我が国の防衛力を強化するために大変重要なものであると考えております。

先ほど、米国によつて要求をされているという御指摘を頂戴したところであります。そしてまた、増加傾向にあるという御指摘をいただいたところでありますが、F35A戦闘機、またイージスシステムといった、我が国を守るために必要不可欠な能力の高い装備品というのは、このFMSを通じてのみ調達をする、FMSでしか調達ができない、こういった特性もあるということをごひとも御理解をいただきたいと思っております。

あわせて、これら米国製装備品も、中期防衛力整備計画に基づき、我が国の主権的判断のもと、計画的に取得をしているところでもあります。米国からの要求により取得をしているわけでは

ございません。また、我が国の厳しい財政状況を踏まえれば、我が国の防衛力を強化するに当たり、一層の効率化また合理化を進めることも、これもまた重要であります。

御指摘の海上自衛隊のP1哨戒機についてでございますが、現有のP3C哨戒機等の機齢、つまり機材の年齢でありますけれども、これを延伸することによつて比較的低コストで運用の必要性を満たせるということから、平成三十一年度概算要求においては、このP1哨戒機の概算要求は計上しておりません。

いずれにしても、我が国の防衛に万全を期す観点から、防衛力の質と量を確保していく必要がまいります。年末までに行う防衛大綱の見直し、中期防の策定の検討において、現在の安全保障環境を踏まえ、真に必要な防衛力のあるべき姿というものをしっかりと見定めてまいりたいと思っております。

○山川委員 ぜひ、真に必要な防衛力のあり方について、本日に議論をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

続いて、今度は日韓関係について、徴用工問題と、韓国における個人に対する支援策について伺いたいと思っております。先ほど御質問もございましたが、私の方からもお伺いをしたいと思

います。徴用工問題をめぐる韓国の大法院による判決について、我が党の枝野代表は記者会見で、判決は大変残念であり遺憾に思うと述べて、朝鮮による日本人拉致問題などの解決には韓国との連携が不可欠だということを指摘し、韓国政府には、一九六五年の日韓請求権協定を踏まえて適切な対応をとることを強く期待しているというふうに述べています。

当然ながら、私も枝野党首と同じ立場に立っている一人でございます。

その上で、国家間の協定や合意のはざまに個人が忘れ去られてはならないというふうに思います。国と国との話合いがありますが、それがどうであれ、救済されるべき個人がどのように支援を

受けてきたかという課題について、私は民間の国際人道支援NGO出身者として大きな関心を持っているわけであります。

一九六五年の日韓請求権協定から既に五十三年もの月日が経過しております。今日の徴用工問題に至る、韓国における個人への支援策について、時系列かつ具体的な御説明をお願いいたします。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

韓国政府の措置について、日本政府として説明する立場にはございませんが、我々が、韓国政府が発表した資料等を御紹介させていただきます。

まず、韓国政府は、日本政府が日韓請求権協定に基づき供与した五億ドルの一部を使用する形で、一九七五年から一九七七年にかけて、日本国により軍人軍属又は労働者として徴集又は徴用され、一九四五年八月十五日以前に死亡した者の遺族を対象として補償を支給しております。さらに、二〇〇五年、韓国政府みずから設置した官民の共同委員会が、日本から受領した無償資金のうち相当額を被害者の救済に使わなければならない道義的責任があると発表したことを踏まえ、二〇〇七年及び二〇一〇年に関連の支援法を制定していることと承知しております。

この支援法等によって、死亡者の遺族だけではなく、行方不明者、負傷者、治療等が必要な生存者、未収金被害者又はその遺族も対象に含める形で給付が実施されたものと承知しております。

○山川委員 ありがとうございます。

それでは、もう一つ、二国間の関係として非常に重要だという日中関係についても、一つお伺いをしておきたいというふうに思います。

これは、対中ODAの変遷と新たな日中関係についてということで、安倍総理が訪中の際に、対中国のODAの終了を発表されました。今年度をもって全ての対中ODAの新規採択を終了するということであると思うんですが、終了するに当たって、一九七九年の開始以来、日本のODAが中国の平和と安定、また発展や繁栄にどのように

寄与してきたかということを経括しておくことが、日本国民に対する説明責任という意味でも、また日中関係の未来にとつても大事なことだと思うふうに思います。

対中ODAの変遷について政府参考人に、そして、今後の新たな日中関係のビジョン、今や発展した中国が対外的に進める一帯一路など、日本政府はどのように中国との関係や協力を進めていかれるおつもりなのかを河野大臣に、それぞれお伺いしたいというふうに思います。

○赤松政府参考人 お答え申し上げます。

日中国交正常化以来、我が国は、長年にわたる、中国沿海部のインフラのボトルネック解消、環境対策、保健医療等の基礎生活分野の改善、人材育成等の分野でODAを実施してまいりました。これにつきまして、総額合計三兆六千億円等の供与をしてまいりましたわけでございます。

これらの支援は、中国の改革・開放政策の維持、促進に貢献するとともに、日中関係を下支える主要な柱の一つとして強固な基盤形成をしてきたと考えております。

○河野国務大臣 今般の総理の訪中で、改革・開放四十周年を契機に日中は対等なパートナーとしてやっていくということ、対中ODAを終了するということにいたしました。

今後は、日本と中国の間の協力関係というよりは、日中が肩を並べて、さまざまな地球規模の課題に一緒に取り組んでいく、その中には、SDGs、あるいは、気候変動、海洋プラスチックごみ、さまざまな地球規模の課題に日本と中国で協力して当たっていくということになるかと思っております。こうした協力の実施に向けた調整を日中両国の関係部局間で進めてまいりたいと思っております。

○山川委員 ありがとうございます。

最後に河野大臣にお答えいただいたところで、時間がちよつとだけありますので、先ほどの日米地位協定のところで、大臣にもう一つだけお伺い

しておきたいなと思ひまして、お伺いいたします。

参考人も含めてですが、御答弁の中で、米軍に對して全ての国内法が適用されないわけではなくて、国内法が一部適用されたり、合同委員会の合意や補足協定によつてさまざまな制限がかけられているということの御説明があつたわけですが、このことが余り日本国民に伝わっていないというふうに思います。このことは、日米両国の全国民的な相互理解を推進する意味においても問題があるというふうに思います。

ですので、ホームページ等で合同委員会の決定事項を報告するだけではなくて、我が国の主権がどのように、日米交渉においても協議の中で主張され、守られているのかをきちんと説明する責任が政府にはあるのではないのでしょうか。この点について、ぜひ河野大臣からの御答弁をいただければと思います。

○河野国務大臣 御指摘のとおり、国民の皆様にそうしたことをお知らせするのは政府の義務だと思いますので、少し対応ぶりについて検討させていただきます。

○山川委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○若宮委員長 寺田君。

○寺田(学)委員 立憲会派の寺田です。

大臣及び政務三役の所信に対する質疑ということで、大臣はもちろんのこと、副大臣、政務官にも御質問させていただきたいと思ひますし、それ以外、外務省の概算要求について、あとは北朝鮮の脅威について含めて、時間の許す限り質問したいと思ひます。

午前中の議論を聞きながら思ったことを、ちよつと二つばかり冒頭に申し上げたいと思うんですが、外務大臣専用機の話がありました。結論から申し上げますと、私は賛成です。

やはり、日本全体の世論という意味でいうと、まだまだ日本は非常に経済的に強くて、マーケットバリューもあつて、世界の中のポジションが

非常に高いと思つていらっしゃる方が多いでしょうし、そう願つていらっしゃる方も多いと思うんですが、一歩やほり海外に出てみますと、中国を筆頭として、物すごい勢いで他の国が外交攻勢もしかけていますし、経済的なことでいうと、中国にはもう本當に及ばないところまで来てしまつていいると思ひますけれども、差が広がつてきています。

そういう意味においては、それだけではありませんけれども、人材及び、外務大臣及び外交官を含めてフルスロットルで世界じゅう飛び回つて、選挙と一緒に言つちや申しわけないですけども、顔を合せて、後でも質問しますけれども、ある種、いい日本食でも食べて、人間関係をつくつて、長いこと同じ立場で繰り返し会つて、情報を取り、及びお互いの合理性というものを図っていくということがますます必要になつてくると思ひます。

専用機自体の予算というのは詳しくわかりませんけれども、まあ百億弱、会計課とかも非常に頭を抱えているという記事を見ましたけれども、チャーター機というやり方はあると思ひますが、私は中途半端だと思ひます。

であるならば、私はすぐにかなうべきだと思ひますけれども、大臣始め政府全体として、国民の皆さんに外交の必要性というものをしっかりと説いて、それに対する必要な経費であるということ、そしてまた、すぐには出ないかもしれないけれども、その成果というものの自体がこのようにあるんだということを知らしめながら、必要な環境というのを整えていくべきだと思ひます。

何か御答弁があれば。

○河野国務大臣 ありがとうございます。

やはり、おつしやつたように、日本が思つていいる日本のイメージと、外から見ていいる日本のイメージというのが少しいろいろな面で乖離があるというのはそのとおりなんだろうと思ひますので、そこをいかに埋めるかというのが一つの外交の役割だと思つております。きちんとした成果を出して、日本の外交がしっかりとつておるとい

御評価をいただけるように、まず頑張っていきたいと思っております。

また、アフリカとか中央アジアとか太平洋の島嶼国とか、なかなか商用機で行き来ができないところについては当面はチャーター機ということもあり得るかなと思つて、今、財政当局とそこは相談をさせていただいているところでございます。

○寺田(学)委員 あともう一点。

同僚の櫻井委員が議論されている中でなかなか冷たい御答弁があつたんですが、けき、部門会議でもTAGとFTAの違いというのが議論になりました。なかなかそれは、政治的に捉えられて、質問やら議論、意見というのはあると思ひますが、まずはっきりと何が違うのかということの正式的な、政府側としてはっきりとした答弁というものはまだないと思ひますし、その説明自体が行き渡っていないと思ひます。

ちよつと朝方に追加通告で大変恐縮なんですけれども、大臣として、TAGとFTAの違いは何かと問われれば、何であるというふうにお答えされますか。

○河野国務大臣 政府としてはTAGと言つてきたつもりでございまして、なかなかそこもあれなんでしょうけれども、日本政府として、FTAというのは、特定の国や地域との間で物品貿易あるいはサービス貿易全般の自由化を目的とする協定という意味でFTAという言葉を使つてまいりました。

今回のアメリカとの間の交渉は、トランプ大統領と安倍総理の間で合意をした枠内で、これは共同声明の中でうたわれている枠内での交渉をしようということでございますので、そういう意味で、物品・サービス全般の貿易の自由化を目指しているFTAとは違ふというふうに御説明をしております。

○寺田(学)委員 これは外務省にお願いしたいんですが、これから日欧のEPAの条約に対する質疑というものも提案を受けていますし、国会で付託されていますので、EPAとFTAとTAGの

違いという、定義も含めてですが、それを理事会の方に提出していただきたいと思ひますが、委員長、よろしくお願ひします。

○若宮委員長 ただいまの件については、理事会で協議させていただきます。

○寺田(学)委員 それでは、用意していた質問に移りたいと思ひます。

今回、大臣から今御答弁いただきましたが、外務大臣以下、副大臣二名、政務官三名の方が新たにつかれて、佐藤副大臣は留任ですけれども、これもちよつと誤解を恐れずに言うと、私は、他の役所の副大臣、政務官と外務副大臣、政務官というのは、持つてゐる意味合いがかなり違うと思ひます。一概には言えませんが、他の省庁の例えは政務官であれば、日本国内を回つて、関係団体の方々からやや恭しく扱われながら、フィジカルプレゼンスとしてそのセレモニーに出たりということはあるかもしれませんが、皆さんは、もうよくよく御存じと思ひますけれども、日本国政府の代表として海外に出て、海外の要人の方々と日本を背負いながらお話をされ、そしてまた何かを決めなきゃいけないときが出てくると思ひます。

ですので、非常にそういう意味では他の副大臣、政務官とは違つた重い役割を持たれてゐると思ひますし、当然のことながら、海外の方々も、皆さんの考え方、素性、そういうことをしっかりとプロファイリングした上で会談に向かつてりセレモニーで会話をされたらと思ひますので、そういう意味では非常に重い責任を持たれてゐると思ひますので、皆さんのお考えについて時間の許す限りお聞きしたいというふうに思ひます。

何でもかんでも聞くわけにはいかないもので、河野大臣の前任の大臣が、長いこと岸田大臣がされながら、核軍縮について非常に熱心にされていますし、河野大臣も非常にその点には強いこだわりを持たれてゐると思ひます。

今回、政務三役の方々が着任をされて、図書館

に頼みまして、皆さんが過去、核に対してどのような御発言をされているのかということをお調べさせていただきます。その結果は、非常に驚いたんですが、きょういらつしやる政務三役、副大臣二名と政務官二名の中の三名の方が、過去、核武装に関して検討を始めるべき、国際情勢によつては検討すべきということを選挙の際の新聞のアンケートに答えられています。

これから海外に出て、日本の考え方の中心軸である核軍縮及び核の、NPTにも入つて諸外国に對しても働きかけてということですが、その政府の代表たる方々が核武装に関して前向きと捉えられるような発言を過去されてゐるということとは、私は非常に、何というんですかね、ゆゆしきという言い方がいいかどうかわかりませんが、けれども、私は、この点に関して看過できないというふうに思つてゐます。

あべ俊子副大臣は、二〇一二年の毎日新聞のアンケートに対して、核武装に関して検討を始めるべきとお答えになつてゐますし、佐藤副大臣は、一三年、最初の選挙のときの毎日新聞のアンケートに、国際情勢によつては検討すべきとお答えされてゐます。山田政務官は、二〇一二年の最初の選挙のときに、検討を始めるべき、そして去年、一年前の選挙においても、今後の国際情勢によつては検討すべきとお答えられています。

山田政務官からお伺いをしたいんですが、核武装に関する考え方をぜひ教えてください。

○山田(寛)大臣政務官 ありがとうございます。委員会におきまして、私は外務大臣政務官として答弁する責任がありますことから、個人の見解について述べることは差し控えたいと思ひます。

その上で、非核三原則及び核武装について、一般論といたしましては、国の安全保障のあり方について、それぞれの時代状況、国際情勢等を踏まえたさまざまな国民的議論があり得るとは考えますが、いずれにいたしましても、政府といたしましては、非核三原則を政策上の方針として堅持しております。これを乱すような考えはございませ

せん。

○寺田(学)委員 あなたの御持論は変わったんですか、それとも変わっていないんですか。

○山田(寛)大臣政務官 繰り返しますが、委員会におきまして、私は外務大臣政務官として答弁する責任がございまして、個人の見解について述べることは差し控えたいと思ひます。(発言する者あり)

○寺田(学)委員 自民党側の委員席からそのようないの手が入るというのは、正直、物すごい違和感を感じます。

いや、私は、どのような考え方をしたかという点に関して言うつもりはありませんが、このようにお答えになつた方が政府の代表として政務官になり、海外にお出になられるわけですから、海外にお出になられたときに、以前このようにお話をされてゐますがどうなんですかと言われたときに、その場合は国会でもありません、どのようにお答えされるのか、そのことをお伺ひしたいと思ひます。

○山田(寛)大臣政務官 同じ趣旨になりますけれども、政府として私が海外に出る場合も同じでございます。外務大臣政務官として海外の方にもお答えする責任がございまして、その場で個人としての見解を述べることはございせん。

○寺田(学)委員 再度お伺いを後しますけれども、あべ俊子副大臣にお伺ひしたいんですが、二〇一二年、既に現職ですけれども、現職の場合に、核武装に関して検討を始めるべきと言われている。ただ、昨年の総選挙の際には、将来にわたつて検討すべきではないと。答えの趣旨が変わつてゐますけれども、どのような考え方の変化があつたんでしょうか。

○あべ副大臣 お答えいたします。

寺田委員におかれましては、総理の補佐官もされた、それはすなわち、一議員として活動することと政府の中に入ること、それをわかつて質問して下さつてゐるんだと思ひながら、私、

お答えをさせていただきます。

私がこの答弁の席に立たせていただいているのは、政府の立場で立たせていただいているわけでごさいます。一議員として立たせていただいているわけではございません。そうしたときに、今、非核三原則に関して、寺田委員がおっしゃったことに関してでございますが、それに関しましては、議員として発言した内容、今、政府としては、私どもはやはり、みずから核兵器を持たず、つくらず、また我が国に核兵器持込みをしないということも含めたことを、一貫して私も政府としては整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○寺田(学)委員 三原則のことじゃなくて、お答えになられた核武装について、もちろんそれはリンクする話ではありますが、お伺いをしたんです。

政府の立場というものの、政府の考え方は累次にわたってさまざまな形で伺っていますので、政府の立場はどうであるかということとはわかってるんです。ただ、以前お答えをされたことに関して、御自身としてどのようにお考えになられているんですかと。考え方は変わりましたと言っているんです。考え方は変わっていませんけれども、今、政府の立場ですので、政府の立場にのっとって、そのりを越えない限りで自分自身として発言をしてみたいと思いますと言われるのも一つだと思います。

そういう意味で、昨年、一年前ですから、山田政務官、日本にとって核武装を今後の国際情勢によつては検討すべきという判断を、私は、議員として選挙に出るときに発言されることは別に結構だと思えます。ただ、そういうふうな考えられている方が政府の中に入って核軍縮の旗振り役の先頭に立つたところで、どのような海外的な映り方をするのか、訴求力及び説得力を持つのかということに私は疑問を持っていたので、この場で、こういう機会ですから、所信に対する質疑という

ことでお伺いしているんです。

佐藤副大臣は選挙を一回しかやられていませんので、そういうアンケートはまだ一度、あとは来年だと思えますけれども、二〇一三年のアンケートの中で、国際情勢によつては核武装を検討すべきとお答えされていますが、お考え、どのようになっているでしょうか。

○佐藤(正)副大臣 お答えいたします。

委員会においては、外務副大臣として答弁する責任がありますから、個人の見解については述べることは差し控えたいと思いますが、その上であえて申し上げれば、議論することは大事だと思いますが、私は、非核三原則、これは維持すべきだという立場であり、政府と同じだと思っております。

そのために、非核三原則や原子力基本法、あるいは核兵器不拡散条約、あるいはアメリカの拡大抑止政策というものについて、内容を理解する必要があるというふうな思っております。

以上です。

○寺田(学)委員 済みません、御答弁の中で、議論することは大事だがというお話がありました。核武装に対して議論すること自体は一つ大事なことであるということでしょうか。

○佐藤(正)副大臣 お答えします。

非核三原則、核武装ともリンクすると思えますけれども、これは一般論としてもよく言われますけれども、国の安全保障のあり方、これについては、それぞれの時代状況、国際情勢等を踏まえたさまざまな国民的議論があるというふうな認識のもとに、議論をするというのは、これはあり得るというふうな思っています。

ただ、私の立場としては、私は非核三原則を維持すべき立場だということでありまして、鈴木政務官にお伺いしたいと思えます。

○寺田(学)委員 時間が限られていますので、鈴木政務官にお伺いしたいと思えます。うちの妻と妻同士で仲がいいので、余りこういうものもあれなんですけれども、ママ友同士で仲がいいんですが、T P Pのことについてです。

T P Pに賛否はいろいろあると思いますが、事実として、T P P関連法案に対して鈴木議員が欠席をされています。

今回、外務省の政務官として主担当になるかどうかはまた別としながら、アジア大洋州の中で貿易及び通商交渉を含めて関係は深い立場にあると思えますが、T P Pに関して御欠席されていますけれども、そのことに関してどのようなお考えだったか、そして今どういう考えなのか、御答弁いただければと思えます。

○鈴木(憲)大臣政務官 御質問ありがとうございます。また、妻も仲よくさせていただきまして、感謝を申し上げます。

今、寺田委員から、私の政務官就任前の行動も含めて説明をというお話がありましたので、少し経緯を説明させていただきますと、まず、二〇一六年十一月のT P P 12協定の本会議の採決に際して私が退席をさせていただいたというのは紛れもない事実であります。

これは、二〇一二年十二月の総選挙、私の初めての総選挙であります。この際に、T P Pについては交渉参加に反対という公約で臨ませていただいたということも踏まえて、そういう判断をさせていただきましたが、当時は、もちろんまだ交渉参加前でありまして、交渉参加に当たって原則として関税を全てゼロにする可能性があるという情報もありましたので、私自身、そういう公約をさせていただいたということでもあります。

ただし、その後、実際に政府が交渉に参加をしまして、しっかりと交渉していただいたというふうな思っていますし、その後、国内対策もしっかりと講じていただいて、それも含めて、T P Pについては影響も最小限に抑えられるということで、私自身としては、本年五月のT P P 11協定の際には賛成をさせていただきました。

いずれにしても、T P Pについては、貿易自由化の枠組みにとどまらず、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々が経済ルールをつくるものであります。これ

を通じて経済関係の強化をすることで地域の安定に資するものであるというふうに思いますし、戦略上も大きな意義があるというふうに考えております。

○寺田(学)委員 他の機会もありますので、ちよつと時間がなくなつてきて、ほかの省庁を呼んでいまして、きょうはこれぐらいでとどめたいと思えますが、絶えずその点に関しては、もちろん皆さん、緊張感を持ってやられていると思いますが、どんどんどんどん、やはり、物事になれて地が出始める可能性だつてあると思えます。そのことを含めて、しっかりと質問は重ねていきたいと思えます。ありがとうございます。

済みません、予定していたのはもう二つぐらいあるんですが、外務省の概算要求について、ちよつと財務省にも来てもらつてあれなんですけれども、先ほど、大臣に冒頭申し上げたとおり、やはり、外交力を高めること、そのために必要な、私は、大きい、専用機もそうですけれども、物すごいミクロのことも含めて、しっかりと環境の改善及び武器を磨いていくということが大事だと思つています。

一年ぶりに外務委員会に帰ってきましたけれども、その前ずつと毎年やっていただいたのは、公邸料理人の待遇をもつと充実化させること。当時、今は多少変わつてはいるのかもしれないけれども、国から出される公邸料理人のお給料が月十七万で、残りは大使からのポケットマネーで。そういう中で頑張つてくださったという公邸料理人の方々にも頭も下がりますが、そういう方々の待遇をもつとよくすること、ないしは、もつといい人材を呼ぶために待遇をよくすることが大事だと思えますし、全体的な予算から考えたらそんなに大きな負担にならないと思えます。

公邸料理人の待遇改善のため、向上のための予算を毎年ふやすようにというお願いをしていますけれども、ことしも、前年度が六・五億から概算要求で八・一億。私は、もつともつと踏み込んで、海外で、ニューヨークだ何だはまだいいです

けれども、ほかの公館で、やはり日本大使館の日本料理が一番おいしいよなと、その御飯目当てでいいからまず行ってみようというところでもいいから、人脈をフックしてつなげていくということでは大事だと思えますので、もっとこれは踏み込んで要求をし、獲得すべきことだと思えます。

外務省から説明を受けてもなんなので、今、きょう財務省から、どうも忙しいのに済みません、一言頑張るぞと。

そしてまた、もう一点言いますけれども、介護を抱えた職員に対する新規で〇・三億円、まあ新規です。ロットが小さいですけれども、これも、私、会社時代の先輩が今あるところの、上司ですけれども、大使をしていまして、その何年か前に、何か改善すべき要点はないですかと聞いたところ、介護のための負担が結構重いんだという話でした。

外務省に聞けば、やはり当然、大使なりなんなりで出ていくのは四十、五十、六十の方々が多くて、両親の介護を抱えていて日本に帰らなさいいけないけれども、それを自腹で、それこそ近ければいいですけれども、アフリカ諸国だったり南米だったりそういうところだと、本当に一回一回が大変です。三千万という額自体は小さいと思えますが、私は大事な一歩だと思えます。

この二点を合わせて財務省からの御答弁をもらいたいと思えます。

○宇波政府参考人 お答え申し上げます。

二点ございました。

まず、公邸料理人についてでございますけれども、公邸料理人につきましては、公的契約に基づく委嘱料理人という新しい形の制度、この配置を平成二十七年から試験的に実施をして、この際、十公館行いましたが、これを平成三十年、今年度の予算においては十六公館まで拡充するなど、取組の強化を図っているところでございます。

財務省といたしましても、引き続き、外務省からの御要求、御要望をお聞きしながら、公邸料理

人の果たす外交上の役割の重要性、これを踏まえながら適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

それから、続けてお答えを申し上げます。

もう一点、介護支援手当に關してでございますが、三十一年度の概算要求において介護支援手当の創設に關する予算要求をいたしております。

介護を要する状態にある御家族を日本に残して在外公館で勤務する職員の方々の支援ということでございまして、これにつきましては、民間企業における仕事と介護の両立支援策というものの取組状況なども踏まえながら、予算編成過程において外務省とよく議論し、検討してまいりたいというふうに考えております。

○寺田(学)委員 大臣、一番海外を回られているので御存じだと思いますし、できれば問題意識を共有してほしいなというふうに思っていますけれども、さきのチャーター機と専用機の話でもないですけれども、もちろん一歩一歩着実に改善をしていくことは大事ですが、それ以上に、はるかに速いスピードで、特に中国なんていうのは外交攻勢を強めているので、こういう予算のつけ方を含めてもつとドラスチックにやらないといけないと思っています。

さすがに、百億近い専用機の話が、いきなり話ができ上がるというのはなかなか難しいのはわかってはいるんですけれども、公邸料理人だったり、あと介護のための帰国費用の負担であったり、やはり日本はまだまだ魅力がたっさんあると思えますけれども、とはいえ、それにあぐらをかいていたところで、どんどん追い抜かれていくのはもう明らかですので、考えられるところを、改善をもつとドラスチックにやっていくべきだと思います。

公邸料理人って、何か、私いろいろな人に言っているんですけども、なかなかぴんとこないところがあるんですが、やはり人間ですから、食事をして、おいしいものを食べて、もちろん外交のためですよ、おいしいものを食べて、そして人間

關係をつくって、情報をとれる關係になつて、意見し合える關係になつて、大事だと思ひます。

今、十公館から十六公館に上がると言つています。そういうレベルじゃなくて、もう本當に、私は、恐らく今日の日本の本當のいい日本料理をやる方だと月百万でも来ないと思ひます。

今、最近海外にかなり出て、例えば四谷のすし匠さんがハワイに出てリッツの中でやつて、本當に日本料理というもののすばらしさを伝えたりしていますけれども、やはりああいう形でどんどん、本當の一流の人間及び一流の人間から学んでいる本當に番頭格の人間がどんどん海外に出て、三年やつて箔をつけて帰つてきて、日本のマーケットの中でも物すごくブランドを持つ。三國さんとかは今そうだと思いますけれども。

そういう形で、この公邸料理人の待遇改善は、やろうと思へばすぐできることだと思ひんです。大臣、どうですかね。

○河野國務大臣 やはり海外に行くと、日本の大使公邸の飯がうまいと。だから、大統領、首相を始め、いろいろな人が声をかければ来てくださるという状況になっている国が結構あるんです。ですから、これはやはり大きなツールだと思ひています。

一つは、予算を少しふやして公邸料理人の給料を上げていくということは今後もやっていきたいと思ひますが、それだけではなかなかうまくいきませんので、例えば、ミシランに公邸へ来てもらつて、うまければ星をつけてもらう、星をとつた料理人だといつて日本に将来帰つてこれるとか、あるいは、アブダビの大使館を、冠をつけて三菱商事アブダビ大使公邸とか、何か少し民間の力を入れたやり方だつて考えられなくはないんだらうというふうに思ひています。

極端なことを言えば、大使公邸をどこかの企業と共有してもらつて、大使が使う日と、どこかの企業がお客さんをおもてなしをする日、こう分けたつていいんだらう。それで給料が上がつて、いい料理人が来てくれるんだつたら、そういうやり

方だつて當然あるんだらう。それはもう別にニューヨークだつてパリだつて、そういうことはやれないことはないんだらうと思ひていますので、さまざまなやり方を考えながら、この公邸料理人については強化をしていきたいというところは全く同じ問題認識であります。

○寺田(学)委員 今回の概算要求自体は既に出し終わつてはいる問題ですから、今度の予算審議というのはこの枠の中だとは思ひますけれども、次の機会、どういふ政權の形になつてはいるかは別しながら、そこは大胆に踏み込んでほしいなと思ひます。

あと、海外、仕事で、委員会派遣で回つたりしていると、若い人たちが本當に頑張つてくれていきます。赴任というんですか、駐在したときに、初年度の負担が物すごく自腹が多くて、後々ある程度補填されるんですけれども、大変だつたり、あとは、インターナショナルスクールがないようなところに赴任する方々、若い人たちが大変な思いをしたり、学校教育をどういふふうに行つたらいいのかということで、子供と一緒に来られない、単身赴任になつてしまふ。

そういうこともあると思うので、本當に小さいことかもしれませんが、そういうところを意見交換しながら、ぜひとも大臣として外務省を引っ張つて日本外交を強めてもらいたいというふうには思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○若宮委員長 次に、小倉慎司君。

○小倉委員 国民の小倉慎司です。

まず最初に、遠山さんはいないんだけれども、この夏、武井委員とも一緒に中国に、超党派の、先ほど遠山委員からも御紹介あつた六回目になる訪中をしてきましたが、北京、そして広東省、深圳等を見て、その後、香港から出てくるときに、香港の大使館で大変いろいろのお世話になり、また、これまで、大臣始め、また外務省だけではなくて、国際的な風評被害払拭のために政府を挙げて努力をしていただいているところは感謝を申し

上げるところでありますし、香港の大使にもさまざま御説明をいただき、取組もしていただいたところでありまされども、今月も福島県関係の物産展が香港で行われるのも、外務省に御支援をいただいているところでもあります。

さきの通常国会でも質疑をして、大臣から前向きな答弁があったんですけれども、福島県以外のところは、科学的根拠のない規制が、香港については撤廃をされたところであり、また、福島県に關しても引き続き御努力をいただいているということは大変ありがたいことだというふうに思っています。

インバウンドも増加をしていき、そしてまた農産物の輸出に關しても推進をしているところでありまされども、日本の農産物の大部分、大部分というか、大きな割合で香港にも行っているところとありまされども、世界各國の訪日数を増加するといながら、やはり台湾、香港、中国、韓国といった方々が七割以上を占めているという現状であれば、このアジアの人たちをどう取り込んでいくかということが重要であるんですが、たびたび質疑しているところ、これらの国と地域がまだ規制を、科学的根拠のない原発事故に対する規制をかけているところありますので、改めて、これらの国や地域におけるいわれのない規制撤廃に向けた取組について、現状をまずお聞きいたします。

○山上政府参考人 お答えいたします。
福島第一原発事故を受けました日本産食品……（小熊委員「東電、福島といきなり言っちゃだめよ。東京電力福島第一」と呼ぶ）はい。
御指摘の日本産食品に対する輸入規制の撤廃……（小熊委員「それは徹底しているはずなんですけれどもね。だめだよ。ちゃんと言ひ直して。ちゃんと東京電力」と呼ぶ）

東京電力福島第一原発事故を受けました日本産食品に対する輸入規制の撤廃、風評被害の払拭は、政府の最重要課題の一つと認識しておるところでございます。外務省といたしましても、あら

ゆる外交機会を最大限活用し、規制撤廃に向けた粘り強い交渉を行ってきております。

その結果、これまで輸入規制を実施した国は八十一カ国ございますが、このうち二十九カ国で規制が完全に撤廃されました。また、計五十カ国・地域で規制が緩和されたということでございます。

今後とも、外務省の持つリソースを最大限活用し、関係省庁とも協力させていただきつつ、輸入規制の撤廃に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

この関連で、最近の動きを二、三、御紹介させていただきます。先月、総理が訪中されました。この機会に、習近平国家主席及び李克強國務院總理の首脳会談を始め、さまざまな機会を通じて規制の早期撤廃、緩和を働きかけ、中国側からは、科学的な評価の基礎の上に、輸入規制を緩和することを積極的に考えたいという声明がございました。

また、香港との関係では、ことしの七月に、茨城、栃木、群馬、千葉県の野菜、果実、牛乳、乳飲料、粉乳の輸入停止措置を条件付で香港側が解除したところでございます。また、今月の二日來日したキャリー・ラム香港政府行政長官に対し、河野外務大臣から直接働きかけを行うなど、ハイレベルを含む働きかけを継続しており、今後ともさまざまな機会を通じて働きかけを行っていく所存でございます。

○小熊委員 科学的根拠はもうこれらの国や地域もわかっていて、政治問題みたいになされているので、これは、今回香港でもお聞きしましたし、行政長官はわかっているけれども、議員の皆さんが一部あるということで政治問題化している。

台湾も、野党の、私と同じ国民党の人たちが騒いで、規制撤廃に關しては抵抗している、何の根拠もなくですよ。単に与党、野党の言い争いでやっているということですから、そこをしっかりと踏まえて対策を、とっているというのでも聞きましたから、これは引き続きやっていただきたいとい

うのと、とはいえ、その国や地域の国民、市民の皆さんの中にも、日本国内でも、科学的根拠とは違う判断で福島県産品を避けるといったことが風評被害につながっていますので、これをどうアプローチするかということは再三再四言ってきましたけれども、科学的根拠を示す情報発信ではなくて、まさに人の感情に訴えるようなドラマや映画や旅番組といったバラエティー番組の誘致が必要だと言っていました。

その中で、大臣の指示があったやにも多少聞いていますけれども、ことしの夏の初めには、韓国の旅番組が宮城県と福島県を訪れ、番組をつくっていったということも聞いておりますし、また、過日、先ほど御紹介したように、香港に行った際にも福島県にまつわる映像を香港でも流したい、努力をしていくということ、また逆に、香港の番組を映像誘致を図って促進をしていきたいという話も聞いていますし、また、観光庁や外務省においても、こうした映像誘致また映像輸出に關しての支援を風評被害払拭のためにしていただいていることもわかりますけれども、まだまだ足りていないというふうに思っています。

努力はしていただいています。実績も上げておられる。でも、ここをもっともっとふやしていくかなければなりません。更にこれを拡充していくということに關しての考え方をお聞きいたします。

○山上政府参考人 委員御指摘の点でございますが、外務省といたしましても、昨年十二月に策定されました風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略がございます。この戦略に基づきまして、外交機会を捉えた働きかけはもうあることとして、一般市民の方を対象としたソフトな情報発信にも全力で取り組んでいるところでございます。

具体例を幾つか御紹介させていただきますと、例えば、独立行政法人国際交流基金を通じて、途上国等の現地のテレビ局に対して、東北を舞台にした日本の放送コンテンツを無償で提供いたしましたし、風評被害の払拭に向けた発信に努め

ております。まさに知ってもらう努力の一つでございます。また、各國からの報道関係者の招聘に加え、日本駐在の外国メディア関係者への被災地における取材機会の提供により、外国メディアを通じて映像の発信にも力を入れておる。これは、来てもらう、食べてもらうという趣旨でございます。

今後とも、こうした外務省の持つリソース、在外公館もでございます、人脈もでございます、情報もでございます、こういったものを最大限活用いたしまして、関係省庁と協力しつつ、輸入規制の撤廃に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

○小熊委員 この予算をふやすように、大臣もすっかりリーダーシップを発揮していただきたいと思ひますし、今、あらゆる手だてを最大限と言ひましたけれども、先ほど御紹介させていただきました遠山委員においては、香港の俳優、エリック・ツァンさんにも話がでるわけですよ、映画をこつちで撮れとか。

でも、そんな相談は多分まだ遠山委員にはしていないというふうに思っていますので、まさに党派を超えて、桜梅桃李、異体同心でこれは当たっていかねばなりませんので、ぜひ、あらゆる人脈、ソリューションを使つてさらなる拡充をお願いして、次の質問に移りたいというふうに思っています。

風疹についてお聞きいたします。

我が党でも、風疹の大流行を受けて、接種率を高めようということで、率先して、党本部において過日、議員また党職員、秘書の皆さんと一緒に集団接種をいたしました。これは増加する一方で、まだ底を打っていないということでもあります。

そういった中で、オーストラリアでも風疹を撲滅されたということがWHOでは発表されましたし、同じ時期に、アメリカの疾病対策センター、CDCでは、この激増している日本の状況に關して、異常事態だとして、先月の二十二日に警戒レ

ベルを、エボラ出血熱ですよ、エボラ出血熱と同じレベルの三段階のうちの二番目の勧告に引き上げ、また、妊婦、妊娠中の女性に対しては、日本に行くという自粛勧告も出されているところでもあります。

こうした中で、日本のこうしたニュースに関して、これは日本のいわゆるブランドイメージを下げてしまっているというふうに思いますけれども、この風疹大流行に関して、まず外務省にお聞きしますけれども、これは対外的に日本の評判というのを著しくおとしめているという現状認識はありますか。

○山上政府参考人 お答えいたします。

まず、事実関係でございますが、委員御指摘のCDC、これは、米国疾病予防管理センターというアメリカの保健福祉省のマリア対策の外局でございます。こちらが、ことしの十月に、特に関東地方での風疹の届出数が大幅に増加していることを受けて、風疹が流行している間は、風疹ワクチン未接種で風疹に罹患したこともない妊婦、特に妊娠二十週以内の妊婦の方は日本へ渡航すべきでないといった内容を含む日本への渡航注意喚起、レベルツーと言われておりますが、これを発表したものと承知しております。ちなみに、CDCが日本の風疹の流行について渡航注意喚起を出すのは二〇一三年の流行時以来というふうに承知しております。

我が国国内における風疹対策につきましては、厚生労働省が主に担当しているものでございますが、外務省といたしましては、引き続き、こうしたアメリカの関連動向を注視するとともに、関係省庁とも適切な形で連携してまいりたいと考えております。

○小熊委員 今あったとおり、二〇一三年から一四年にかけても大流行しました。そのさかのぼること二〇〇三年から二〇〇四年にも大流行していて、これはワクチンで予防できる風疹に対して同じ議論をずっとしているだけで、結局また大流行しているんですよ。

もちろん、日本国民の中にワクチンに対するネガティブなイメージがほかの国よりあるというのも、これは私も重々承知をしていますが、大流行するたびに、国民の理解がなかなか得られないから厚生労働省も踏み切れないというような、時の担当課長などのインタビュー記事も目にしていますけれども、だったら何でもっとしっかり国民に向けて理解を促すことをしてこなかったのか。できていないという状況にもあります。

いずれにしても、日本にきた人がまた風疹にかかって、妊娠中のお母さんがかかって子供が障害を持つといったことは、大変不幸なことであります。その不幸の原因をつくらないためにも、先ほど裸の外交というすばらしい言葉も出てきました。人間の安全保障の中でも、この感染症対策は、日本はすばらしい成果を上げている国であるのにもかかわらず、保健外交の分野で他国にはこうやっていくくせに、自分の足元がこんなでは、信頼性が揺らぎますよ。日本の進めている人間の安全保障に対して、ある意味足を引っ張っている状況にもなっています。これは繰り返される大流行です、日本においては、努力しているのはわかるけれども、成果が上がっていない。外交上もよくない。

厚生労働省にお聞きします。

これは一歩踏み出して対策をしっかりとるべきじゃないですか。繰り返しているんですよ、いろいろな。どうですか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

十月二十二日に米国疾病予防管理センター、CDCが発出したしました注意喚起につきまして、先ほど外務省からの御答弁にもありましたけれども、米国民に対して、日本で風疹が流行しているため、予防接種を受けていないなど風疹に対して免疫がない妊婦につきまして、日本への渡航を控えるよう勧めたものでございます。

前回、二〇一三年にも注意喚起が発出されておりますが、この時点では日本の患者発生数が一万人を超えた状況でございます、今回は比較的早期に発出されたものというふうに理解してござい

ます。

厚生労働省といたしましては、この課題につきましては、迅速に対応すべき課題であるというふうに認識しているところでございます。

国内の風疹患者数は、本年の七月以降、関東地方を中心に増加しているところでございますけれども、現在の新規患者数は毎週百五十から二百例程度で推移している状況でございます。前回のような大規模な流行になるかにつきましては、動向に注視する必要があると考えておりますけれども、妊娠中の女性が感染すると子供に目や耳等の障害を含む先天性風疹症候群、CRSを生じる可能性がありまして、それを防ぐことは最重要であるというふうに考えてございます。

このため、厚生労働省におきましては、風疹に対する免疫を確認する抗体検査を受けやすくするよう補助を行っております。特に患者数の多い東京、千葉、神奈川などで、妊娠を希望する女性などに抗体検査を受けていただくよう呼びかけを行っているところでございます。その上で、風疹に対する抗体価が低いことがわかった方が適切に予防接種を受けられるよう、体制の整備を図っているところでございます。

今後の対策につきましては、風疹の感染状況や抗体検査の実施状況、ワクチンの需給状況等を勘案しながら、引き続き必要な対策につきまして検討してまいりたいと考えております。

○小熊委員 最後のところだけ言えばよかったんです。長々と要らないだけじゃないですか。

最後のところも、だから、もう何年も前も同じことを繰り返して、検討していると言っているのは、全然それは仕事してないのと一緒ですよ。

接種率だって、八割、九割やらなきゃ効果が出ないというのはわかっているんだから、今の対策では全然追いつきませんからね。これはもっとしっかりと本腰を入れてやっていただきたい。また数年後に大流行、今の答弁だったら、繰り返すことになりまして。接種率は上がらないもの、そんなことじゃ。今の対策、知っていますよ。足りないからどうするのと言っているのに。これはしっかりやるようにしてください。

次に移りますから、どうぞ退席していただいで結構です。

また遠山さんの話ですけども、配付した資料の一番最後のやつですが、先ほど遠山委員も言っていた自律致死兵器システム、いわゆるキラードボット、LAWSというやつです。

これは、今ほど遠山さんもやつたので重複しないようにしますが、はつきり言うと、特定通常兵器使用禁止条約の締約国会合が来週行われます。ここで、公式交渉を二〇一九年に開始するということをマニフェストにしながらいらないということ、いろいろな国が動いていますし、それはまだ理解を得られていない国もありますけれども、やはりこのCCWでこれをしっかりと議論にのせるために、日本は賛成とするのか。長い答弁は要りません、賛成とするのか、とりあえずペンディングしておくのか、また違う第三の道を示すのか、三つに一つ、どれですか。

○川崎政府参考人 お答えいたします。

LAWSにつきましては、さまざまな課題について今議論が行われておりまして、各国の立場にまだまだ大きな隔たりがある状況でございます。したがって、私どもといたしましては、国際社会が共通の認識を得られるように更に議論を深めていくことが現時点では重要ではないかと考えております。

○小熊委員 お配りした資料のとおり、これは主催者が、遠山委員と小野寺筆頭も入っていますので、これはもう党派を超えて何とかしなきゃいけないということですから、日本が積極的な取組をしていかなければなりませんし、先ほど大臣が言っていた、まさにこれが裸の外交でしょう。これは、そんな後ろ向きじゃなくて、日本が率先してやらなきゃいけないし、まさに我々、深圳でAIとかいろいろなものを見ましたけれども、今ちゃんとくさびを打っておかなきゃ、どんどん

どんどん進んじやって引き返せない状況になりますよ。そんな甘い状況じゃない。もう一日一日これは進んでいるんですから、技術が。こういうのにも活用されているのも事実ですから。

これは、日本はやはりまさに裸の外交で、しっかりとさびを打っていくために来週このCCCWの会合でどんな発言をするか。この会合でも言及したいと思えますけれども、しっかりと取り組んでいくように。これは、防衛大臣もやった小野寺さんも入っているんですよ。これは本当に深刻に受けとめてください、対応をとってください。そんな慎重論じゃなくてね、腰が引けないで。よろしく願います。

○河野国務大臣 先ほども申し上げましたように、日本は、人間が介入しないAIを搭載した自律型の殺傷兵器については、これは禁止するべきものという立場をとっておりますので、当然にそういう形で呼びかけてまいりたいと思っております。

ただ、キラーロボットの枠を超えたLAWs、つまりAIを搭載した兵器については、ここはさまざまな御議論があります。

それは、多くは恐らくこんなロボットの形をしていないものだと思いますし、人口が減っている日本の中で、人工知能を搭載する、そのようなものというのは、むしろ、定員の充足率が達しない自衛隊にとっては有効活用すべきものであるかもしれない。今使われている兵器に比べれば、こうした兵器のコストは物すごく安くなる可能性もございます。

他方で、もう既に多くの国がこの分野に多額の資金を投入して開発を進めているという中で、全てのものを全部禁止するのが現実的かというところ、そういう場面でもはやないと言わざるを得ないんだらうと思えますので、人間が一切介在しないものについては日本は反対ということをお願いいたしますが、今、世界で行われている議論は、その枠を超えたものについてどうするかというところも大きな課題になっておりますので、そ

こについてはしっかりとコンセンサスを導けるように、日本としてもしっかりと議論に関与していきたいと思っております。

○小泉委員 ぜひ、時間があれば、この会合は大抵のそいでいただければなというふうに思っていますので、よろしく願います。

それでは、限られた時間で、次に移りますけれども、増加する訪日外国人の課題についてですが、入管法の改正もありません。

これは、ちよつと時間がないので指摘にとどめたいと思えますけれども、移民とか移民じゃないとかじゃなくて、とにかく外国人が目前にふえるということですから、地域におけるインパクトは、移民であろうと移民という言葉を使わないであろうと同じです。移民がどうかなくという議論、移民じゃないなんということもおかしいし、移民でしようと思わせる議論も、そんなのじゃなくて、とにかく目の前に外国人が数多くふえていく。地域にどうインパクトを与えていくか、影響を与えていくか、これをしっかりと受けとめる対策をとっていかないといいけないということ、何ら変わりはありません。

ですから、そこで、やはり地域によつていろいろな抱える課題は、今でももう生じているわけです。ごみ出しの仕方から、水道料金の踏み倒しから、医療費の踏み倒しなども今発生していますし、犯罪数も増加しているというのも事実でありますけれども、片や融和的に地域に溶け込んでいく事例もありますから、しっかりと、今後ふえていく中でやっていかなければいけませんし、あと、これは法務省がどう考えているか知りませんが、どうしても、やはり労働力不足で入れると言っているながら、都市部に集中してしまう懸念がありますよ、結局は、転職も、職場をかえることもできるんですから。

結局、日本全体でどう外国人を受け入れて生産性を上げていくかという議論をしている中で、この都市集中をするという懸念に対して何かありますか、対策。そこはちゃんと対応をとっていますか。

か。

○平口副大臣 お答えいたします。

人手不足が深刻化する中で、とりわけ地方における人手不足の対応は、政府として取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。

今回の新たな外国人材の受入れ制度においては、外国人材が自由に受入れ機関と雇用契約を締結することを前提としておりますが、制度の趣旨に鑑みましても、通常は、人手不足が深刻な受入れ機関において受け入れられるものと考えられるわけでございます。したがって、必ずしも大都市圏に限らず、地方においても受入れは進むものの、このように考えております。

なお、地方の人手不足に的確に対応する方策については、引き続き政府全体として検討してまいりたい、このように考えております。

○小泉委員 いろいろ、入管法の改正は、本当はもつと議論していかねばいけませんし、しっかりと訪日の人材を受け入れるという意味では、ちよつと時間が足りない中で来年度四月からというのは、これは国がやると言つたって、実際受けとめるのは地域ですからね、市町村ですから。この体制整備なんか、地域社会においてまでできていけませんよ。これは拙速だと言わざるを得ません。

ただ、限られた時間の中でも議論をしっかりとしいかなきやいけないうことは、関係省庁を含め、またこれから議論していきたいと思えます。

残り数分になりましたが、訪日外国人にかかわつて、今度、先ほどの武井さんの質問に移りますけれども、領事局、領事業務についてです。

お配りの資料のように、海外渡航者数もふえている、訪日外国人人数もふえている、進出企業も在留邦人もふえているというところで、大臣から先ほど、ビザの発給に関しても電子化をしてということですが、ビザの発給に際しても電子化をしてということですが、数年前には、その国の人はその国に設置されている大使館に行つてビザ発給を受けなきゃいけなかったのが、第三国でも受けられるようにということで、すごく業務が、いきなり

りふえている在外公館もたくさんあるわけです。ただ、電子化しても、今こうしているいろいろな海外、来る人、行く人がふえている中で、邦人保護といった業務もふえています。テロも多発しています。また、いろいろな自然災害も世界じゅうで起きている中で邦人の保護をしなきゃいけないということで、業務がすごくふえています。

先ほど大臣が言つた電子化だけで、領事業務が今の人員で足りるというふうには思えません。まして、入管法の改正によつてまたいろいろ外国人材が日本に来るという中で、現状においても、一つの国を挙げてやるのは本当は忍びないんですけれども、ベトナムなんかでは、この資料にあるとおり、急激に犯罪者数もふえていますし、また、申請する書類も、不備があるというんじゃない、ごまかしがあるということ、今、外務省では抜き打ち検査をやつたら、一割、二割、日本語の証明書が大変怪しいというところが発見もされていて、そういったことにも対応していかねばなりません。

これは今、現状として、領事業務が電子化されたとしても円滑に進むんですか。ますます増加していくんですよ。それだけじゃ足りないと思えますけれども、局長、これでやれるの、これは。

○垂政府参考人 委員御指摘のとおり、近年の訪日外国人数の増加に伴い、ビザの発給件数も急増しており、直近の五年間で三倍以上となっております。

そうした中、外務省としては、観光立国推進の観点から円滑なビザ発給に努める一方、テロ等、好ましくない人物を排除するため、厳格なビザ申請を実施しているところでございます。

委員御指摘のございましたベトナム大使館につきましましては、昨年より、ベトナム人留学生の申請に疑義がある場合には面接を行うことをしております。ただ、必ずしも十分な体制ではない場合もございますので、体制が不十分な場合には東京より出張者を派遣するなどの対応をとっているところでございます。

外務省としては、引き続き、査証業務の合理化を図るとともに、円滑かつ厳格な審査に遺漏なきよう期し、適正に行つてまいりたいと思ひます。

○小沢委員 各国と比較しても領事館の数は少ないです、日本は、五百人位つていません。人口の少ない英国では千六百人以上います。フランスでも千八百人以上です、日本より人口が少ない国で、まあいろいろ背景もありますけれども、これは足りていないし、まして、いろいろ計算してみると、海外の渡航者数はふえていますけれども、渡航する邦人に対して領事館の予算で割つてみたら、一人当たり三十円で邦人の命を守るといふことになるんですよ、これは極端な例かもしれませんが、領事館は五百人位ないと言ひましたけれども、大体三・三万人、三万三千人の方を一人の領事が面倒を見るというような状況で、足りていません。

大臣、電子化されたとしても、これは各国と比較してですよ、大臣も、各国の大臣と比較して、もつと海外に行きたい、そのとおりですよ。日本は外交力をアップしなきゃいけない。大臣の、そのまことに専用機もそうだけれども、大臣のかかわることも外交力をアップするために支援もしていただきたいと思ひますけれども、この領事の一面をとつたとしても、これからはもつとと進展しなきゃいけない外交力の中で、全然、ほかの国と比べても足りていないんですよ。

インバウンドだつて、もつともつとふえていくじゃないですか。電子化したつて追いつかないですよ。もつと人員をふやして、しっかりと体制を整えて、海外に進出もしっかりとつていく、受入れもしっかりとつていくということが重要じゃないですか。数字ばかり上がつて、体制がとれませんよ、今の人数、人員であれば。

ここは大臣、もつとふやしていくという考え方はどうですか。

○河野国務大臣 領事館の人数をふやすというのそのとおりでございますが、現在の財政状況その他を考えると、これを無尽蔵にふやすわけにもい

きません。

さつき電子化ということをお願いしましたが、何も電子化だけで全部できると思つておりません。

ベトナムの例をとれば、もう既に悪質なブローカーからの申請は受け付けないということをやつておりますし、こちら側の、受入れをする日本諸学校その他についても、悪質なもののについては同様の対応をとつてもらふように、今、政府内で協議をしているところでございます。

また、入国の管理には、バイオメトリクスを始めさまざまな新しい技術がございまして、顔認証といった技術もございまして、そうしたものを駆使しながらいかにストレスなく領事業務をできるようにするかというところは、これからも不断に見直しをしていかなければならないと思つております。

○小沢委員 質と量、両面の充実が必要であるということをお願い申し上げます。

○若宮委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時開議
午後一時開議 休憩前に引き続き会議を開きます。

○若宮委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

○若宮委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

が提出されました、現在検討中の我が国の外国人労働者受入れ拡大策についても言及されたというふうにも聞いております。

我が国は、難民条約等に加盟し、難民認定手続を整備していますが、ほかの主要国に比べて、難民認定の申請者数、受入れ数ともに少ない状況にあります。例えば、国連難民高等弁務官事務所の資料を見ますと、二〇一六年、ドイツは二十六万三千六百二十二人、アメリカが二万四千三百七十八人、イギリスも一万三千五百五十四人を難民認定している一方で、日本は二十八人と圧倒的な少なさであります。

国連人種差別撤廃委員会からも、我が国の難民の受入れ数が少ない、そういった指摘もたびたび受けております。

一方で、外国人労働者の受入れの拡大が進められております。外国人労働者の受入れと難民の受入れを同等に扱うことは当然でございせんが、先ほども同じ党の小沢議員も言及していましたが、長期にわたつて日本に在留する外国人がふえるということには変わりありませんし、当然、日本語教育など、外国人が日本で生活するための支援策を進め、来日される外国人と受け入れる我々たちが共生し得る社会をつくつていかなければいけません。

しかし、きのうの本会議での出入国管理法改正案の政府の答弁を聞いていても、多くの問題点が浮き彫りになってきました。

今回の外国人労働者の受入れ拡大策については、一度立ちどまつて見直すべき、そのように考えております。劣悪な環境で働かされる外国人も多く、こういった状況を放置したままこの法案を突き進めれば、外務省がこれまで築いてこられた、海外から見た、外国人から見た日本のいいイメージが崩れるような、そんな危惧も抱いております。

難民の話に戻しますが、私は、国際貢献や人道支援といった観点、そして当然日本のプレゼンスを高める観点からも、まずは難民の受入れに日本

はもつと取り組むべきではないか、そのように考えております。

今から二年後、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックのハイライトとして難民選手団の出場が決定していますが、難民選手団が注目を浴びる一方で、日本での難民処遇は厳しいままといつた、日本が本音と建前の乖離を世界にアピールするようなことがあつてはいいけません。

まずは、総論として、我が国として、難民問題、受入れについてどのように取り組んでいくのか。また、我が国の難民の認定率の低さ、我が国が難民の受入れに厳格な理由についてお伺いします。

○平口副大臣 まず、この問題についての現状認識でございますけれども、我が国においては、難民、避難民の流入が国際問題化しているヨーロッパ等との状況とは異なつて、アフガニスタン、イラク、シリアのような大量の難民、避難民を生じさせる国の出身者からの難民認定が少ない状況にございます。

他方、難民認定申請によつて庇護を求めることが主眼ではなく、我が国の就労等を目的とすると思われる濫用、誤用な申請も相当数見受けられるところでございます。

このような状況の中で、法務省においては、申請内容を個別に審査の上、難民と認定すべき者を適正に認定しているところでございます。

また、条約上の難民とは認定できない場合でありまして、本国情勢などを踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めるところでございまして。

平成二十九年に難民認定申請によつて庇護した者の合計は六十五人であつて、その内訳は、難民と認定した者が二十人、人道上の配慮により在留を認めた者が四十五人でございまして。

そして、我が国は第三国定住による難民の受入れ事業も行つていてございまして、二十九年に同事業によつて受け入れた者の数は二十九名でございまして。

このように、二十九年に我が国が難民等として庇護した者は合計九十四人であります。

法務省としては、これらの取組により、引き続き庇護を求める者の保護や人道上の措置を適切に講じてまいりたいと考えております。

○青山(大)委員 法務副大臣、御丁寧な答弁ですけれども、次にちよつと外務省の方に聞きたいと思ひます。

難民の受入れということで、日本はアジアで初めて第三国定住による難民の受入れを二〇一〇年度から始めたということでご覧になって、外交青書というんですか、私も、今回初めて外務委員会ですので、これをしっかりと熟読させていただきました。難民については本来にごくわずかしき書いていないんですよ。百八十ページに、ページの半分未満ですね。私は、ちよつとこれ、もう少ししっかりと難民問題に取り組むような姿勢をやってほしいなというところで、この外交青書によると、第三国定住制度は難民問題への日本の積極的な取組として国際社会からも高い評価と期待が集められていると書かれております。

先ほどもちよつと、何度も話を出して恐縮ですが、けれども、グランディ氏が日本へ来たときに、その際に、この第三国定住制度を改正し、入国枠を拡大する方向で検討することを政府で決めたといった報道もございました。現行の年三十人を倍増するというところでございますが、昨今の国際情勢や日本における難民認定申請者の数が増加傾向にある状況を踏まえると、数としてまだまだ少ないのかなとも思いますし、第三国定住制度により日本の教育を受けて、日本に定住し、日本で働く人々、こういった活躍は、現在困難な状況にいる難民の方々の希望となり、また、日本の国際貢献のアピールにもなると考えます。

また、こういった日本に定住して働くようなノウハウは、今後ふえるであろう外国人労働者の受入れと日本人との共生社会をつくっていく上で、私は応用していくべきではないかというふうにも思っております。

第三国定住制度の拡充の検討状況について伺います。

○山田（賢）大臣政務官 青山委員にお答え申し上げます。

まず、青山委員におかれましては、外交青書を御熟読いただき、本当にありがとうございます。

委員御指摘のように、我が国は、国連難民高等弁務官事務所、UNHCRとの協力により、平成二十二年度から第三国定住による難民の受け入れをアジアで初めて実施しております。当初の五年間は、パイロットケースとしてタイ国内に一時滞在しているミャンマー難民を受け入れ、平成二十七年次から、マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民を年一回、約三千人受け入れております。

一方、実施開始時から難民を取り巻く国際情勢等は大きく変化しており、第三国定住事業の受入れ対象の拡大等を議論するため、十月二十二日に難民対策連絡調整会議において第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に関する検討会の設置を決定し、十月三十一日に第一回検討会が、十一月九日に第二回検討会が開催されたところでございます。本検討会におきまして、有識者等の意見を聴取し、関係省庁及び有識者で議論の上、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行う予定でございます。

○青山(大)委員　当初は結構首都圏なんかはその受入れの方たちが多かったと思うんですけど、今後地方とかに拡充していくといった案も聞いていますけれども、そういった場合、地方自治体への負担軽減策とか支援策、そういったものはないようにお考えなんでしょうか。

○山田（賢）大臣政務官 お答えいたします。
地方の負担軽減政策等も含めまして、どのような

問題があるか、この辺につきましても、関係省庁及び有識者で議論の上、検討してまいる所存でございます。

○青山(大)委員 ぜひ積極的に支援の方をお願いします。

また、今回の外国人労働者の受入れにつきましても、本当に地方自治体の負担が過大になってしまおうおそれがある。今現在、私の茨城県でも多くのブラジル人ですが、うちの土浦市もフィリピン人がたくさん来ておりますけれども、自治体の方ですさまざまな独自の取組をやっています。

そういうた中で、本當に、難民と外國人労働者の受入れ、一緒くたにはもちろんしませんが、けれども、外國人を受け入れて日本で共生するということとは、大卒は同じですので、ぜひ地方自治体の負担軽減の方を外務省もいろいろ考えてほしいなというふうに思っております。

続いて、何度も言いますように、世界各地で紛争が絶えず、欧米の先進国では難民の受入れを減らす、そういった傾向の中で、日本があえて難民の受入れをふやす、これは世界に対して、日本が人権問題に積極的に取り組んでいる、国際貢献、人道支援に積極的に取り組んでいるというメッセージにもなります。

もちろん、むやみに難民の受入れをふやせというわけではありませんが、しかしながら、我が国の難民の認定手続は適正手続の保障が十分でなない、難民認定機関の独立性が保たれていないといった問題点がかねてから指摘をされております。

こは平口法務副大臣に聞きますけれども、法務省入国管理局は、難民認定機関であると同時に、入国の管理を目的とする組織でございます。

今回、出入国管理法の改正を機に、法務省入国管理局が出入国在留管理庁へと組織変更されるとのことでございますが、この際、難民認定機関も独断立させることも同時に検討をすべきではないでしょうか。法務副大臣の見解を伺います。

○平口副大臣　お答えをいたします。

難民条約が対象としている難民も外国人でありまして、難民の認定をする場合には在留資格の取得の許可が必要となるなど、難民問題と出入国管理行政とは密接に関連するものでございます。

行政上の諸手続と有機的に関連して行われることが適當であると思われることから、その業務を出入国在留管理庁において行うことには合理性があるものと考えております。

入国管理局においては、これまで、国連難民高等弁務官等の御協力を得て難民調査官の専門性の向上を図っているほか、難民不認定処分に対する審査請求において難民審査参与員制度を導入するなど、難民認定の判断における客観性、効率性、中立性を担保しております。

出入国管理行政庁新設後も、引き続き適切に難民認定及び難民認定申請者への人道配慮に基づき、在留許可に関する判断を行っていく所存でございます。

○青山(大)委員 次の質問に行きます。
受け入れた外国人の人権も尊重しながら日本人と共生できる社会づくりを目指すこともしつかりと議論していかなければいけません。これは、難民とか外国人労働者を問わず考えなければいけな重要な点でございます。

先ほどのグランディ氏の記者会見でも、日本政府の今回の外国人労働者と日本人の共生の取組について、すなわち、外国人の受入れ拡大策について、歴史的な意味を持つということを言っておりましたが、同時に、日本にいる外国人の中で難民は一部ではないが、難民の処遇をいかに改善するかも取組の一環として研究してはどうか、例えば、日本には包括的な難民法制がないが、検討してはどうかといったことを法務大臣へ提言したと語っております。

こういった難民の処遇改善への取組を求められたことについて、政府はどのように受けとめているのか、伺います。

○平口副大臣　難民の処遇の改善についてでございますけれども、法務省としては、包括的な難民法制については検討する予定はないというのが現状の結論でございます。

他方、難民条約上の難民や第三国定住難民に對しましては、その特殊性に鑑みまして、難民認定

後や入国後に、関係行政機関の緊密な連携のもと、既に定住支援プログラムを実施しているところでございます。

本年八月には、法務省に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を設置し、広く関係者の意見を聞きながら、外国人の受入れ環境整備に関する各種取組の具体化について、各界有識者及び関係省庁の協力を得ながら、検討を行っているところでございます。

条約難民や第三国定住難民も、在留資格、定住者を持って我が国に生活する外国人であることから、定住支援プログラムに加えて、一般の外国人と同様に、今次の総合的対応策の対象となり得るものでございます。そうした観点で、難民のさらなる保護につながるものと考えてございます。

○青山(大)委員 本日に、我々から見たら、どの外国人が難民で、どの外国人が労働者の受入れかというの判別がつかないものでございまして、現在、難民や移民の受入れを積極的に行ってきたアメリカや欧州の各国でも、今、揺り戻しと言われる現象が起きている。その背景の一つに、やはり外国人と自国民の共生の難しさがあるというふうにも言えますし、やはり、難民、移民であろうと外国人労働者であろうと、共通する本質的な課題であるというふうに思っておりますので、ぜひ副大臣、しっかり取り組んでほしい、そのように思っております。

また、現在議論されている外国人労働者の受入れに際して、我が国は、何度も言いますように、答弁にもあったように、外国人が日本社会になじむための対策や労働環境の確保や社会保障等の制度をきちんと整えていかなければいけませんけれども、これまで外務省が培ってきた制度も積極的に活用すべきと思います。

よく、今回の外国人労働者の受入れの方でも、日本にきた方たちに対して、日本の文化とか、当然、日本語そのものですね、教育も含めて、そういった教育の充実が幾つか柱になっていますけれども、私は、日本にきた外国人の方と同様に、そ

れ以上に、海外においてもずっと日本語の教育の普及啓発、充実に取り組んでいくべきではないか、そのように思っております。

海外における日本語教育の充実についてどのように取り組んでいるのか、外務省にお伺いします。

○山田(賢)大臣政務官 お答え申し上げます。

外国人材が我が国において円滑に生活及び就労を行うためには、生活に支障がない程度の日本語の能力を来日前の段階から身につけていることが重要と考えております。

このような観点から、外務省といたしましては、国際交流基金と連携しながら、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された、日本語能力判定テストの実施、日本語教育カリキュラム、教材の開発、日本語教師の育成等の施策の着実な実施に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○青山(大)委員 政務官、それで、日本語の普及ということ、またこの外交青書をよく読ませてもらったんですけども、今やっているんですけども、進んでいるんですけども、なかなかさういった人材がいなくて、さういった課題があるというふうに向つていますけれども、さういった日本語を教える人の人材不足についてはどういった対応をされているんでしょうか。

○山田(賢)大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、今取り組んでおります、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された施策を着実に実施していく考えではございますが、そのためにどのような人材が必要かということも含めて、これから検討してまいります。

○青山(大)委員 ちゃんと事前に通告をしてあるので、もっと詳しい答弁が欲しいんですけども。

外務省の方で、さういった専門家の数が足りないということ、日本語なんかは、日本語パートナーズ事業というところで、その専門家ではないけれども、本当に若い学生からシニア世代まで、そ

ういった新たな制度をつくって派遣されている、さういったことも聞きましたけれども、そのパートナーズ事業、さういった今の取組についてももう少し詳しく教えてください。

○山田(賢)大臣政務官 お答えいたします。

国際交流基金が実施する日本語パートナーズ派遣事業は、二〇一三年の日・ASEAN特別首脳会議において発表された新しいアジア文化交流施策、文化のWAプロジェクトの柱でございます。同事業は、日本の大学生等をアジアの高校等に派遣し日本語教育の補佐を行うもので、既に千三百名が参加し、日本とアジアのかけ橋として、参加者は帰国後もおのの学業、職業で活躍する等の成果を上げてございます。

文化のWAプロジェクトは二〇二〇年まででありますが、パートナーズのような交流事業は継続して実施すること、真の成果を出すものであるということ念頭に、今後のあり方につきましても真剣に検討してまいりたいと考えております。

○青山(大)委員 ごめんなさい、事前に通告してあったのであれですけども、ちよつと大臣に伺つてもよろしいですか。

さういった外国人の受入れが今度進む中で、もちろん日本でもさういった教育をするのは大事なんだけども、もつと海外において日本語の普及とか啓発とかさういったことを広めていくべきだと私は思っているんですけども、さういった取組について、大臣のお考えをもし聞かせてもらえれば、お伺いいたします。

○河野国務大臣 日本のことを理解してもらおう中で、この日本語教育というのは非常に大切なことだというふうに思っております。

日本語が、かつては、八〇年代は、日本の経済というところから日本語を勉強しようという方が大勢いらつちやいましたけれども、最近では、むしろそれよりは、アニメや漫画に啓発されて日本語を勉強したいという方がふえているようにございまして、せっかくの好機でございますから、これをしっかりとつかまえて、日本語を勉強してくれる

方が海外でもふえるような努力というのはしっかりとやってまいりたいと思います。

○青山(大)委員 御答弁ありがとうございます。

それで、今、専門家を活用した日本語の普及と同時に、日本語パートナーズ事業というのがあって、私、今もですけども、高校三年生、大学受験の予備校で世界史の先生をやっているんですね。中で必ず私が高校生に言うのが、大学へ入ったら必ず海外に行きなさいと私は言うんですね。入ったのが目標じゃなくて、そこからです。入った中で、たまたま今回、日本語の普及のところで、外務省さんたちといろいろなヒアリングをしていましたら、パートナーズ事業というのが、結構若い学生たちも行っている方が多い。二十代、三十代、女性の方が多いという話もあつたんですけども。

さういった学生たちが例えば行く中で、大学生の単位の交換がでけるとか、さういった使いやすいい制度にして、むしろ、日本語を教える人材が足りないのであれば、さういった学生たちをもつともつと使っていくような事業にしたいのもいいのかなと思っておりますけれども、大臣の見解を伺います。

○河野国務大臣 日本語の教育をしつかりやろうというならば、それに必要な人材というのを育成しなければならぬ。大学生が行きました、それはもちろん、やらないよりは行った方がいいんだと思いますが、それがどれだけ日本語教育につながるかというのは、これはやはりしっかりと検証した上でなければ何とも言えないと思います。

○青山(大)委員 ぜひ、さういった若い方たちの海外に出ていくきっかけにもなると思っておりますので、御検討をしたらえればというふうに思っております。

では、次の質問に行きます。

現在議論されています外国人の受入れ法案のことですけれども、我が国の歴史や地理的な条件等を考えますと、さういった、将来、本格的に移民の受入れを仮に開始する際においても、移民政策

天間の移設が進展をしなければ、グアムの移転の問題も、あるいは嘉手納以南の土地の返還も進ま

ないぞ、三つはリンクしているぞというような趣旨の発言に聞こえたのでありますが、そういう発言をしたのでしょうか。

○河野国務大臣 かつて普天間飛行場の移設問題がなかなか進展しない中、米国議会において、米国防務法により、グアム移転事業に係る資金支出が凍結されたことがあり、また、当時の仲井真沖縄県知事が辺野古の埋立承認を出し、目に見える形で工事が進んだときに、米国議会において、米国防務法による資金凍結が解除されたということがありました。

御指摘の官房長官の話は、結果的にはリンクしているのではないかとということで、官房長官がそうおっしゃったのではないかとというふうに認識をしております。

○玄葉委員 私は、その認識は間違いだというふうに思います。普天間の移設の進展とかかわりなく嘉手納以南の土地の返還とグアムの移転というのは進んでいくというふうに取り決まがなされて、それは今なお生きているということでございます。

ちなみに、二〇一四年の資金の凍結解除、これは議会のですね、というのとはもと、私も在職中、覚えておりますけれども、アメリカ政府が米議会にグアムの移転計画というものを提出と言われていたのを提出しなかつたという経緯が実はあったんですね。それを出したから資金の凍結解除がなされたのであって、そこは菅官房長官の認識が私は間違っているというふうに思いますし、そのことを殊さら、今、官房長官として、しかも沖縄担当として発言をしない方がいいというふうに思います。

つまりは、まるで沖縄を恫喝するかのよう、普天間の移設が進まなければグアムの移転もしないぞ、沖縄の海兵隊は減らないぞ、あるいは嘉手納以南の土地の返還も進まないぞというふうに関係してしましますからね。ですから、私は、これは、官房長官は本来慎重な方ですけれども、不意な発言だったなというふうに指摘をしておきた

いというふうに思います。

外務大臣、何かあったら御発言いただけますか。

○河野国務大臣 しっかりと政府として、普天間飛行場の移設が行われ、返還ができるように努力してまいりたいと思います。

○玄葉委員 ぜひ、普天間の移設の問題は問題として、先ほど申し上げたように、海兵隊のグアムへの移転、嘉手納以南の土地の返還、沖縄の負担の軽減、これをぜひ進めてもらいたいというふうに思います。

次に、きょう与野党から、それぞれ外相専用機の話が出ておりました。

先ほど聞いていて、お昼に質問通告というのか、聞くかもしれないということで外務省に一報を入れたのでありますけれども、外務大臣の意見は私はよく理解をいたします。おっしゃったように、特に、島嶼国を訪問するとか、あるいはアフリカの横移動だとかというのは非常に効率が悪いというところで、なかなか外務大臣が多くの国を回りにくい、トランジットに時間がかかるというのはそのとおりだと思います。外交力強化の一環として、あるにこしたことはないというふうに私も思っています。

ちよつとお聞かせいただきたいのは、お昼に申し上げただけけれども、ほかの国、特にほかの先進国なんかでは外相専用機というのはどういうふうになっているかわかりますか、答えられますか。

○河野国務大臣 多くの場合、閣僚の飛行機というものを政府が何機か持っていて、それを使うというふうに承知をしております。

ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、こうした国々は、政府専用機を首相、外務大臣あるいはほかの閣僚が共用する、アメリカの場合には、政府専用機を大統領以外の政府の人間、閣僚で共用しているというふうな理解をしております。

カナダの場合は、通常は商用機でありますけれども、制度的には閣僚も政府専用機を使用でき

る、外務大臣も、商用機が利用できない場合に限定的に政府専用機を利用しているというのが、主なG7の外務大臣の専用機の利用方法というふうに承知しております。

○玄葉委員 実際に関係が出張するというのは、首相以外でいうと、外務大臣が一番多いと思えますけれども、財務大臣も多い、経産大臣も多い、防衛大臣も多いと思います。ですから、例えば関係各省庁の予算を効率化して、外相専用機ということではなくて要人専用という形で、兼用で持つ。結果としては外務大臣が一番使うことになると思えますけれども、それも一つの方策ではないかなというふうに提案をいたしますけれども、外務大臣、いかがお考えですか。

○河野国務大臣 外務大臣専用機と言っておりますが、当然に、外務大臣が三百六十五日飛んでいるわけでもございませんし、御指摘ありましたように、防衛大臣、経産大臣、財務大臣、その他の大臣も今、海外出張が頻繁に行われる時代でございますから、これは閣僚の間で必要な者が使うということに、恐らくそうするのが一番自然なんだろうというふうに考えております。

○玄葉委員 私もこれは、外務省にというよりは政府全体に善処を求めたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、日米の、実質FTAだと私は思いますけれども、新しい通商交渉についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず結論的に一言、まず冒頭申し上げたいのは、ぜひ、言葉で逃げるのではなくて、私はこの間の議論を聞いていて、これはFTAだなどと思いたくありません。FTAだということを認めて、言葉で逃げないで、内容で勝負をするというのが本来だというふうに思っていますので、その観点から質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今申し上げたように、なぜ、これは実質FTAなのに、何と言っているんですか、トレード・アグリメント・オン・グッツ、TAGというふう言っているのか、説明願います。

○河野国務大臣 我が国はこれまで特定の国や地域との間で物品貿易やサービス貿易全般の自由化を目的とする協定をFTAというふうに呼んでまいりました。

今回の日米の交渉は、トランプ大統領と安倍首相の間で合意をされた枠内で交渉するというものでございまして、これまで我々が申し上げてきたFTAという用語ではなく、TAGというふうな呼んでいくわけでございます。

○玄葉委員 今、おっしゃったのは、安倍さんとトランプさんが交渉した範囲がそうだからということのようでありまして、多くの人がもう指摘をしておりますけれども、日米共同声明の、日本語で読んでも、大体、英文で読めばそうだという指摘が多いんですけれども、日本語で読んでも、私は実質FTAだというふうに言わざるを得ないのではないかとこのように思います。

つまり、日米共同声明の第三項では、物品サービスの二つの交渉を同時にスタートさせるということが三項に書いてあって、四項には、それが終わったら、今度はほかの貿易・投資の事項についても交渉する、こう書いてあるわけですね。

普通で考えれば、合わせわざ一本というのか、普通ならFTAだというふうな言いわけでありまして、けれども、最初の部分だけを取り出して、TAGだということ、小手先というか目くらましというのか、そういうことは私はやめた方がいいというふうに思いますが、これは担当は内閣府なのでしようか、副大臣、来ていけば、答弁願います。

○田中副大臣 お答えいたします。

まず、九月末の日米合意であります、これは、日米交渉を進めるに当たった基本的な枠組みですとかお互いの立場を確認したものであります。具体的な交渉はまさにこれからであります。今回のTAG交渉、これは基本的にはグッツ、物品、これを対象とするものであります。

その上で、これとあわせて早期に結論が出るものについても交渉するというところで合意しました

が、しかし、これは、例えば通関の手続ですとか貿易の円滑化に関する措置、あるいは輸出入の手續の透明性の問題など、物品と同じタイミングで結論が出る分野に限定されているものと考えております。一方、金融とか保険などのサービス分野では、やはり、制度改正を要するものは、交渉に時間がかかって、交渉の対象にはならない。

また、四項の部分であります。これは、物品の交渉が完了した後に協議することとした、その他の貿易や投資の分野についても、どの分野を交渉するか、これは、その交渉の範囲も決まっています。もし、この分野で協定を結ぶと決めたわけでもありません。

したがって、今回の合意は、これまで我が国が結んできた多くの協定とは異なっており、サービス貿易全般をカバーするF.T.A.、さらにルール分野も含むE.P.A.とは言えないものであります。その先のまた包括的F.T.A.、これを前提とした合意でないというものは、この共同声明の内容からも明らかであると思っております。

○玄葉委員 全く明らかなじゃないと思えます。

経産副大臣もお務めなんですかね、副大臣は。そうではない。

経産省のホームページを見ますと、F.T.A.について何と言っているかというと、関税の撤廃、削減を定めるF.T.A.、関税だけでなく知的財産の保護や投資ルールの整備なども含めたE.P.A.、関税のF.T.A.、より幅の広いE.P.A.、こういうふうに言っているわけです。いわば包括的なF.T.A.をE.P.A.というふうに、ホームページでそう定義しているんですね。だから、私は本当に、ある時期にもう言葉で逃げるのはやめた方がいいというふうに思っています。

ちなみに、W.T.O.との整合性を説明してください。

○山上政府参考人 お答えいたします。まず、W.T.O.とF.T.A.の関係でございますが、W.T.O.の条文上は、F.T.A.、フリー・トレード・アグリーメントということで、定義条項が設けら

れているわけではございません。ただ、ガット二十四条八項に、自由貿易協定ではなくて自由貿易地域ということで定義がございます。

実際、この二十四条を満たしているかどうかという適合性の問題と、満たしているものをF.T.A.、自由貿易協定と呼ぶかどうかという問題については、直接の関係はないと理解しております。

○玄葉委員 これは当然、山上さんでもいいんですけれども、日米物品協定と例えば呼んだとして、ここで決まったことというのはW.T.O.の例外として認めてもらう、つまりは、最恵国待遇、内外無差別、つまりは、日米に適用されるものであって、日米以外に全て適用されるものではないという意味で例外として認めてもらう、こういう理解ですね。

○山上政府参考人 お答えいたします。

T.A.G.が一体どういうものになるのかというのは、まだこれから交渉していくものでございまして、交渉の結果次第であるということかと思えます。

ですので、もちろん、日本政府の立場としては、いかなる、どのようなものをつくるにしても、それがW.T.O.協定と整合的でないければならない、こういう基本的な立場に立つて交渉を進めてまいりたいと考えております。

○玄葉委員 ちょっと冒頭の、初めの部分というのは、私、よく理解できませんでした。つまりは、基本的に、ここで決まったことはW.T.O.の例外として認めてもらうという前提で交渉しているものだろうというふうに私は認識をしています。

ちなみに、先ほどの説明でいうと、いわゆるW.T.O.、ガットの中でいう自由貿易地域であることは、このT.A.G.で定められる協定は自由貿易地域ということと認識していいんですね、それは。

○山上政府参考人 お答えいたします。

この点も、日米間でどういう交渉結果をまとめるかということでございますので、今の時点で、できるものがガット二十四条八項に言う自由貿易地域に当たるかどうかということは、予断すること

とはできないと考えております。

あくまでも一般論で申し上げますけれども、委員おっしゃるように、このガット二十四条八項というのは、ガットの一条にございます最恵国待遇の原則の例外として認められているものでございまして。ですので、仮に、日米間で合意する内容、これを最恵国待遇を適用する、他の国にも均てんするということであれば、二十四条八項の問題にはならないという面もございまして。

こういったことも含めて、日米間で交渉して決めていくということを申し上げている次第でございます。

○玄葉委員 ちょっと私、この点は驚きですね。ほかの国にも全て適用していくような協定を日米で今つくり上げようとしていると。物品の関税とかです。本当にそうなんですか。これは、担当副大臣、そういうことなんですか。

○田中副大臣 まず、交渉は、今申し上げたように、まさにこれからということでありまして。そういった意味では、現時点での交渉の具体的な結果、これはやはり予見することは困難であるということとありますが、ただし、いかなる貿易協定も、やはりこのW.T.O.協定と整合的である必要があるもの、そのように考えております。

○玄葉委員 ちょっとさきほどの議論は驚いたんですけども、私は、このT.A.G.とやらは、W.T.O.、ガットの例外として扱われることを想定しているのだろうというふうに認識をしております。W.T.O.上例外を認めているのは、いわゆる自由貿易地域というものでありますから、当然、そういうこととして取り扱われるということとを想定して交渉しているのだろうと思いましたが、それはそれでそういう認識だということと、さきよのところは受けとめたいと思えます。

もう時間が来ているのですけれども、いろいろな注文があります。この問題は、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限で

あることを、これは成果として政府は宣伝をされておりますけれども、逆の見方をすれば、これは逆に言えば、早くもそこまで譲歩したというふうにとれなくもない。ある意味、トランプさんに、中間選挙に向けてのプレゼントかなとすら私は思ったんですね。

というのは、御承知のとおり、アメリカの畜産団体、これはかなり焦っています。つまり、オーストラリアとのE.P.A.によって、牛肉はどんどんどん、オーストラリアから入ってくる関税は下がっています。今度、E.U.と日本がE.P.A.を結びますので、デンマークから安い豚肉が入ってきます。そうすると、アメリカは、とにかく早く何らかの形で成果を得ないと不利になる、こういうことになるわけですね。

ですから、ある意味アメリカの足元を見ながら、本来だったら交渉できるわけですが、その最大のある意味切り札を最初の段階で切っちゃったというふうにも言えなくもないと私は思っていますし、もう時間がなからやめまされども、アメリカからTPP協定交渉の中でかち取ったというか、得られた二・五%の自動車の関税は当然いずれ〇%にする、トラックの関税はいずれ、今三〇パーですが、二五パーか、二五パーをゼロにするということは当然かち取らなさいいけないというか、取らなさいいけない分野だということに思っていますので、この点は注文にきょうのところはとどめて、指摘に終えたいと思えます。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○若宮委員長 次に、杉本和巳君。

○杉本委員 維新の杉本和巳であります。よろしくお願いたします。

さきうは、他委員会と質問時間がほぼ重複している関係で、共産党の穀田先生に御配慮いただき、また委員長、理事、委員の皆様のお了解をいただいて、ちょっと質問時間を先にさせていただくことを、おわびかたがた御礼を申し上げます。

今も玄葉元大臣が質問をされておられました。そして、今外されましたけれども、岡田元外務大臣もここにいらつしやつて、私も政権交代のときに一議員でありましたけれども、政府・与党側にいさせていただいた記憶がございますけれども、まさしく分厚い委員会の議論が展開され、今も普天間、沖縄の問題、あるいはT A G、F T Aなのかというような分厚い議論がなされていて、大変僭越ですが、政権交代の意味というのは極めて私には大きかったと、今、横にいさせていただき、痛感した次第でございますので、正直、政治の、あるいは国会の緊張というものは極めて大切であつて、政治の安定ということにも理解を示しますが、一方で、やはり緊張感ある国会で本當に分厚い議論を我々はしていかなければならないと思つています。

そんな意味で、ちよつと僭越ですが、外交であれ安保であれ、あるいは社会保障、財政規律、こういった問題は、先日スウェーデンの改革の話を自分の党の勉強会でいたしましたけれども、こういった外交、安保、財政、そして社会保障の分野においては、特段、政権が変わつてもその政策の変更を大きくしないということで、国民の皆様からの信頼を得るという政治が他国ではでき上がつているということがありますので、僭越ですが、そういった思考で、与野党議員に、緊張を持ちつつ安定した政治、あるいは共有する政策課題というものを持つていただきたいというふうに思つております。

きょうも、外務大臣はこの後、パプアニューギニアに御出張ということで伺つておられて、金曜日までということなので、委員会質疑はないというところも了解しておりますけれども、先ほど、私は一方的に申し上げますけれども、外務大臣経験の玄葉代議士から、大臣の、外務大臣だけではなくて、兼用で閣僚専用機があつてもいいのではないかと、兼用で閣僚専用機があつてもいいのではないかという御提案をいただきました。これも思いつきの恐縮ですが、ジャンボジェット機から787に総理の政府専用機はか

わられるという段になつていて、私の認識では、かつ……（発言する者あり）777ですか、失礼しました。ありがとうございませう。改めます。777が導入されるということですが、私の認識では、予備機というのが存在するという認識を持つておりますので、この御時世、予備機を常に並走させるといふ必要もわかつてはいるものの、一方で、今、河野大臣から御説明があつた他国の例を引けば、恐らくは、予備機の名ものが他国に存在するのかがどうかというのはいかかとも思ひましたし、やはり、総理だけのものではなくて、総理の御了解が要るのは確かですけれども、政府専用機をもつと閣僚の御出張に御活用いただき、地球を俯瞰する外交と言われる外交を進めていただければというふうに、私の方からは提案をさせていただきます。

そこで、きょう、冒頭の武井議員の質問に対して大臣は六つのポイントを挙げられて、日米、友好国とのネットワーク、三つ目が中国、近隣諸国、気候変動、中東、インド太平洋という六つを挙げられました。

こういった点で、ちよつとこれもお願いというか激励というかですが、延べ八十万国、訪問国が五十五万回、そして来日された国が七十六万回ということ、大変な数に上つていらつしやることは存じ上げていますけれども、一方で、中国の王毅外相がそれ以上の数の国を訪問されているということも、外務大臣みずからおつしやつていたような記憶もあるんですけれども、そういった事実もあるもので、ぜひとも、歴代外相の数を上回る訪問とおつしやつていた、裸の外交というか、日本ただいて、日本の外交を更に進めていただきたいというお願いを申し上げます。

それともう一つ、来年六月のG 20、これは、安倍総理に、私、予算関連質疑のときに財務金融委員会でお願ひした記憶があつて、それが功を奏したと思えば幸せですが、G 20の外相会合が私の地元の愛知県で開催いただくという段に

なつていて伺つています。この点についても、ぜひ大きな成果を、発信力を持った大きな成果、例えば、お話にありましたSDGsであるとか、そういったものの深化を我が国がリーダーシップをとつて発信していただくというようなことをお願いしておきたいと思ひます。

さて、質問に入らせていただきますけれども、総理大臣の所信表明演説の中で、「今こそ、戦後日本外交の総決算を行う」というお言葉がありました。総理大臣のお言葉というのは極めて重たいというふうに、私も議員をさせていただく中で感じておりますけれども、一体、この戦後日本外交の総決算という言葉はいかなる意味を持つのか、どういった定義づけになるのか。

一方で、地球を俯瞰する外交というお言葉がずつとあつたというふうに記憶していますし、ちよつとこれは手前みそですけれども、私は、ゴルバチョフ・ソ連元大統領にお会いしたときに、君のような一般の人に会うことは大統領だったときはほとんどなかった、会う人間は大体五十人ぐらい決まつていて、核のボタンを持つていて、で、会う人間は限られていて、そんな中で、なかなか普通の人には会わないだけども、君のような人に会つたので、せつかくだから言っておくけれども、平和の構築というのは長い対話が重要だということをお私に言つてくださいました。

そういった意味で、レーガン大統領とレイキャビクというような象徴的な会談をゴルバチョフ元大統領はされておられますけれども、外交の継続性と連続性とか、こういったものは極めて重要であり、また、活発な外相同士の人間関係構築というの、先ほどお話がありましたけれども、極めて大切なことであるように私は認識しております。この総理大臣のお言葉の、戦後日本外交の総決算というのをいかに理解したらいいのか、あるいは、外務大臣はいかに御認識され、活動をされていられるのか、この点をお聞かせいただければと思います。

○河野国務大臣 北東アジアは、依然として戦後の

の状況がまだ残つております。日本と北朝鮮との間の国交の問題、それから、日本とロシアの間の北方領土を含めた平和条約締結の問題、これら、戦後からまだ未解決であつた問題を解決をする。例えば日ロ関係は、安倍総理とプーチン大統領の間の非常に長い継続した首脳会談によつて培われた信頼関係の上でいけばこの日ロの問題を解決しようということでございますから、御指摘いただきましたように、連続性、継続性に基づいて信頼関係を構築し、そして、この北東アジアの二つの大きな問題を解決して戦後を総決算しようということだというふうに私は理解をしております。

○杉本委員 ありがとうございます。私もちよつと、なるほど、今御説明を伺つてわかりましたけれども、北東アジア、北朝鮮との関係であり、ロシアとの北方領土問題を含めた平和友好条約の関係というふうな意味合いから、この戦後日本外交の総決算を行うという言葉を総理が言われたという認識をさせていただきたく存じます。

さて、先日の外務大臣の所信の発言という方に質問を移らせていただきましたけれども、河野四箇条というお話がございました。知的・人的貢献、人への投資、息の長い取組、政治的取組の強化、これを言われて四箇条ということかと思いますが、この先がありまして、大臣は、この方針のもと、経済面のみならず、中東への政治的関与を強化し、その平和と安定に向けて一層の役割を果たしていきまふと述べられたということですが、発表後、今日に至るまで、外務大臣が、大学の御卒業の関係で人脈を非常に強く中東各国にお持ちであるということも存じ上げさせていただいていますけれども、一年三月月たちまして、二期目に入られてということで、これまでの成果、あるいは今後の展開、少しほかの方の質問にもあつたかと思ひますが、改めて御回答いただければと思います。

○河野国務大臣 中東は、日本にとりまして、

エネルギーの安定供給ですとか、あるいはシーレーンということから非常に重要でございますし、テロ、暴力的過激主義といったものの拡散を防ぐという意味でも、世界的にも非常に重要な地域になりつつあるというふうに思っております。

これまで、日本としては、まず、長い間取り組んでまいりました、日本独自の取組でございます。平和と繁栄の回復構想を進めるために、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、この四者の閣僚会合を実施しました。そして、ジェリコでやっておりますアグロインダストリアルパーク、JAIPと呼んでおりますが、これが今十三社操業をすることに、第二フェーズ、ICTあるいは物流といったことに少し力を入れるJAIP構想を更に進めていこうということで、パレスチナの関係で日本がかなり積極的な力を入れているということ、これを各国が認識をしてくれるようになります。

その結果、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合、CEPAD、あるいはUNRWA支援会合といったものの共同議長を日本にやってほしいということで、私も行って共同議長を行いましたし、あるいはEUが主催するシリアの会合にも日本が出ていく。そのほか、マナーマ対話ですとかローマ対話といったさまざまな中東の意見交換の場に日本がいるのが当然だという雰囲気はだんだんと醸成をされてきたと言っております。

また、テロあるいは過激派対策、過激主義の対策として、これはヨルダンのアブドラ国王が主催をされてきたアカバ・プロセスの中でも、東アジアの問題を議論するときに、日本が共同議長として指名をされて私も行ってまいりましたが、そういう形でだんだんと、日本というのは経済あるいはエネルギーの分野のプレーヤーだということから、政治的な場面でも、中東のさまざまな場面で日本を入れる、日本もプレーヤーだ、そういう認識はしっかりと確立してくることができたのではないかとこのように思っているところでございます。

す。

○杉本委員 ありがとうございます。先ほどの御説明よりも更に詳しい説明をいただいたかと思えますけれども、JAIPの第二フェーズということで物流というお話がございました。

これは、外務大臣が外務大臣に就任される前にヨルダン国王にお会いになったときに、これも予算委員会での春に一度質問させていただいたかと思うんですけども、ちよつと改めて、その後の進展みたいなことで、答弁は重複する可能性があるかもしれませんが、ヨルダン国王の発言は、ヨルダン川東岸に、国内線なのか国際線なのか私もちよつと聞き取れませんでしたけれども、飛行場建設の話を外務大臣にされたかと記憶していますが、この部分での日本の貢献ということとか、あるいはこの四カ国の関係性での進展の状況等を教えていただければと思います。

○河野国務大臣 このジェリコの農産加工団地、JAIPの製品は、パレスチナの中だけ、あるいはイスラエル国内市場ということだけでなく、できれば湾岸、あるいはもつと言えば日本やヨーロッパにも出していける、そういう可能性があるものだというふうに思っております。

四月に行いました、先ほど申し上げた四者閣僚会合の中で、このJAIPから、ヨルダンとイスラエルの国境になりますキング・フセイン・ブリッジあるいはアレブ橋と呼ばれているところへ直通の道路を引くということで合意をするところ、今、ジェリコの農産加工団地からアレブ橋までの直通道路を引くべく作業を進めているところでございます。

そこからヨルダン側に製品を出して、そこからヨルダンのマーケットあるいは湾岸を含めた中東の市場に製品を出していきたいというふうに思っております。国王がおっしゃっていた飛行場というのは、そのときにそこを使って湾岸へ物を持っていく、あるいはそこからヨーロッパへ物を持つていくということも可能になるのではないかと

と思えます。

まず、そのためには、アレブ橋を越えてヨルダン側に物を出せるようにしなければいけませんので、まず当面この直通の道路をしっかりとつくと同時に、税関、このやりとりをどうするかというところをしつかり確保してまいりたいと思っております。

○杉本委員 ありがとうございます。

かなり具体的なお話で進んでいますし、日本が本場に具体的なところで貢献をできているというのを今大臣の答弁から聞き取れたのかなというふうに思っていますので、さらに、中東和平のために、やはり経済的な安定というのが各国必要だと思えますので、そういった意味でも更に御尽力いただければというふうに思っております。

今、湾岸諸国というお話がございましたけれども、ここはちよつと大臣の御認識なのか当局的御認識なのか確認したいんですけれども、できれば大臣の御見解等伺いたいです。

いわゆる、今イランがアメリカから一つの措置を受けて大変経済的に厳しい状況になっている一方で、今もヨルダンの内陸の国々と湾岸の中東というのを、私も体感させていただいて違いを認識しているつもりでございます。そういった意味で、ちよつとアラブと一くくりにすること自体が、湾岸諸国と内陸の国とまた違うと思えますけれども、アラブとベルシャの長い歴史と対立という点はずっと古い昔からあったやに認識していますけれども、この点について、両民族の和解や融和に我が国が貢献できる可能性とか、あるいは現状の御認識といったものを伺えればと思っております。

○河野国務大臣 御指摘のとおり、イランはベルシャ民族、中東はアラブ民族ということで、民族あるいは言葉が違ふという状況がありますが、日本は、いずれにしても、宗教、宗派、あるいはこうした民族的な観点から見れば全く中立でありまして、アラブ、ベルシャを含めたこの地域で何らマイナスの歴史的な足跡というのはございません。

ん。

その上で、日本は、アメリカとも腹藏なく話ができるという関係にもありますので、この地域に入つていって、お互いの仲介をするということは非常にやりやすい。イランとも友好な関係がありますし、サウジアラビアとも友好な関係がある。そういう状況にありますので、こうした日本の持っている、何というんでしょうか、強みと言うとちよつとあれかもしれませんが、これを生かしながら、この地域で果たせる役割をしつかり果たしてまいりたいと思っております。

○杉本委員 時間となりましたけれども、六つの中の一つの中東をあえてお伺いしましたけれども、大いに御活躍いただけて、日本のためにお仕事を頑張つていただきたと思います。

以上で終わります。

○若宮委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 日本共産党の穀田恵二です。きょうは徴用工問題について質問したいと思っております。

韓国の大法院は、十月三十日、日本がアジア太平洋地域を侵略した太平洋戦争中に徴用工として日本で強制的に働かされたとして韓国人四人が新日鉄住金に損害賠償を求めた裁判で、賠償を認める判決を言い渡しました。

河野大臣は、この判決について、一九六五年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に終わった話であり暴挙だ、さらに、国際法に基づく国際秩序への挑戦だと、韓国側を強く非難する姿勢を示されておられます。

改めて、この問題での河野大臣の所見を伺いたいと思えます。

○河野国務大臣 今般の韓国大法院の判決は、日韓請求権協定に明らかに反して、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであります。そればかりか、今御指摘いただきましたように、一九六五年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的な基盤を一方的かつ根本から覆すものであつて、極めて遺憾と言わざるを得ません。

韓国大法院の判決は、元徴用工の個人の請求権は消滅していないと判定を下しています。この個人の請求権について、日本政府は国会答弁などで、請求権協定によって日韓両国間での請求権問題が解決されたとしても、被害に遭った個人の請求

私が聞いているのは、請求権協定で個人の請求権は消滅したのか消滅していないのかということを知りたいんです。外務省、お答えください。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、柳井条約局長の答弁は、請求権そのものを国内法的な意味で消滅

この判決が手がりとなって、被害者は西松建

設との和解を成立させ、西松建設は謝罪し、和解金が支払われたという経緯があります。

たとえ国家間で請求権の問題が解決されたとしても、個人の請求権を消滅させることは、政府が繰り返して言明してきたこの立場に立つて、被害者の名誉と尊厳を回復し、公正な解決を図るために冷静な努力を今尽くすべきだ、このことを私は強調しておきたいと思ひます。

そして、韓国大法院の判決は、原告が求めているのは、未払い賃金や補償金ではなく、朝鮮半島に対する日本の不法な植民地支配と侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員への慰謝料、これを請求したものだとしている。そして、日韓請求権協定の交渉過程で、日本政府は植民地支配の不法性を認めず、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定したと指摘し、このような状況では、強制動員の慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとみなすことはできないと述べています。

政府は、日韓請求権協定の締結に際し韓国側から提出された対日請求要綱、いわゆる八項目に、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権と記されており、合意議事録には、この対日請求要綱の範囲に属する全ての請求が含まれているというけれども、その中に慰謝料請求権が入っているのですか。外務省。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。そういう請求権も含めて、全て対象となつていくという立場でございます。(穀田委員「もう一度」と呼ぶ)

○穀田委員 慰謝料請求権は入っているかと聞いて、ばくつと答えて、入つていまして言われても困るんだよね。きちつと言つてほしいんですよ。

一九九二年三月九日の衆議院予算委員会、柳井条約局長は、日韓請求権協定上、財産、権利及び利益というのは、「財産的価値を認められるす

べての種類の実体的権利をいうことが定義されて了解されている」と述べ、慰謝料等の請求につきましては、「いわゆる財産的権利というものに該当しない」と答えています。

つまり、請求権協定で個人の慰謝料請求権は消滅していないということではないんですか。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。請求権協定の二条でございますけれども、「両締約国は、両締約国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が」と書かれておりますので、請求権協定で財産、権利、利益と並んで、いわゆる請求権も入つていくということでございます。

○穀田委員 いつからそういうふうな範囲が拡大しているんですか。そんな話に書いていないですよ。

柳井条約局長は、その後また、「慰謝料請求権」というものが、この法律上の根拠に基づき財産的価値を有すると認められる実体的権利というものに該当するかどうかということになれば、恐らくそうではない」と答弁しているんですよ。

そしてさらに、「昭和四十年、この協定の締結をいたしまして、それを受けて我が国で韓国及び韓国国民の権利、ここに言っております「財産、権利及び利益」について一定のものを消滅させる措置をとつたわけでございますが、そのようなものの中にいわゆる慰謝料請求というものが入つていたとは記憶しておりません。明確に慰謝料請求というものが入つていない、入つていたとは記憶していないと答えているわけですよ。

したがって、個人の慰謝料請求権は請求権協定の対象に含まれていないことは明らかではありませんか。

○三上政府参考人 お答え申し上げます。ちよつと柳井条約局長の全文が手元にないものですから、そこはお許しくださいませ、先ほど申し上げたように、請求権協定の中には財産、権利及び利益並びに請求権ということに入つてきているわけでございます。柳井局長が実体的権利と

申し上げたのは、その四つのうちの財産、権利及び利益、確定的に実体的に存在しているものということだと理解しております。それを日本国内法の措置法で消滅させたということを言つていふと思うんですが、請求権、慰謝料の請求権はその消滅させた実体的権利の中に入つていない、ただ、請求権は請求権協定の中に入つていないので、この請求権協定で全てが解決されているということでございます。

○穀田委員 持つていないからというわけにはいきませんでね。そういうことを聞くと言つては行けだから。

じゃ、念のためにもう一度お読みしましょう。一九九二年の三月九日に柳井さんは、「財産、権利及び利益」というのは、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうこと」が定義されて了解されているわけでございます。」と。「そして慰謝料等の請求につきましては、これは先ほど申し上げたようないわゆる財産的権利というものに該当しない」と。

明らかにこの問題を問われて、これは該当しないということと答弁しているわけですよ。今ごろになつてばくつと請求権の中に入つてますのやなんという話が通用せえへんほど明確に言つてはいる。ここをちゃんと見なせまへんで。

さらに、もう一度言いますと、いわゆる慰謝料請求権というものが、この法律の根拠に基づき財産的価値を有すると認められる実体的権利というものに該当するかどうかということになれば、恐らくそうではないだろうと考えますと。

更にあるんですよ。いづれにいたしまして、昭和四十年、この協定の締結をいたしまして、それで我が国で韓国及び韓国国民の権利、ここに言っております財産、権利及び利益について一定のものを消滅させる措置をとつたわけですが、そのようなものの中にいわゆる慰謝料請求というものが入つていたとは記憶していませんと。

だから、明らかに、この一連の請求権協定にか

かわる交渉の過程で行われた問題について慰謝料請求権というものは入つていないということを二度三度にわたつて明確にしている。これがこの間の答弁ではありませんか。その答弁を否定するということですか。

○三上政府参考人 たびたび申しわけありません。答弁申し上げます。

柳井局長の答弁を否定するつもりはございません。日本国内の法律をつくつて、その実体的な財産、権利、利益については消滅させたわけですが、しかし、請求権というのは、そういった財産、権利、利益のような実体的権利と違う潜在的な請求権ですから、それは国内法で消滅はさせられていないということと柳井局長は言つたと思ひます。国内法で消滅させたのは、実体的な債権とか、もうその時点ではつきりしている財産、権利、利益の方でございます。その時点で実体化してない、請求権というのは、いろいろな不法行為とか、裁判に行つてみなければわからないようなものも含まれるわけですので、そういったものについては消滅はしていない。

したがって、最初に申し上げたように、権利自体は消滅していない。しかし、裁判に行つたときには、それは救済されない、実現しませんよということを両国が約したということだと思ひます。

○穀田委員 最後、いろいろ言つていきますけれども、結局のところ、これは、それぞれの国内法において消滅したとか消滅していないと言つてはいるけれども、明らかに、この問題については、その慰謝料の請求権というものは入つていないということと今の答弁で極めて明らかだと。しかも、当時の答弁はそのとおりだということを確認しておきたいと思ひます。

最後に、河野大臣にお伺ひしたいんですけども、一九六五年の日韓基本条約及び日韓請求権協定の交渉過程で、日本政府が植民地支配の不法性について認めた事実とはございますか。

○河野国務大臣 ないと思ひます。○穀田委員 ありませんよね。

そうすると、私は、日韓のこの基本条約、日韓請求権協定の交渉過程で、日本政府が植民地支配の不法性についてやらなかったことを、これを公式に大臣が述べたということについては重要な意味が私はあると思います。一切そういうことについては、一切と言っていないけれども、なかったということですから、一切なかったということだと思ふんですね。

日韓基本条約は、一九一〇年の韓国併合をもはや無効と述べるだけで、日本側の責任や反省については何ら触れていません。

そこで、私は思いますが、私は京都に住んでいますから、小淵内閣で官房長官を務められた野中広務氏は、二〇〇九年の新聞インタビューに答えて、次のように語っています。

子供のころ、釜山で働く朝鮮人が、背中にたくさん荷物を背負い、道をよろよろ歩く、疲れ切つてうずくまるとむちでばちとたたかれ、血を流しながら、はうようにまた歩き出す、そんな姿を見ました。戦後六十四年が経過した今でも、戦争の傷は癒えていません。北朝鮮との国交回復、賠償の問題も残っています。多くの未解決の傷跡を見るとき、まだまだ日本は無謀な戦争の責任がとれていない。そのこと自体が被害者の方々にとて大きな傷になっていると思われ、政治家の一人として申しわけないと思います。こう語っておられます。

同じ京都にずっと活動してきたもので、非常に重い発言だと思ひますし、園部には、住んでおられたところにはマンガン鉱もありまして、そういうところで、こういう仕打ちを受けたということについて、政治家としての思いを語られておられます。

その点では、外務大臣は、政治家としてのこの点について、どういう思いをされますか。

○河野国務大臣 安倍政権として、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、今後も引き継いでいく考えでございます。

○穀田委員 その歴代歴史認識ということについて

ていいますと、そういう歴史認識について、韓国のこの間の問題について反省をしたということについて、今の安倍政権がその話を述べたことは、少なくともありません。

ことは、日本の韓国への植民地支配への反省、痛切な反省と心からのおわびということで、日韓両国の公式文書で、小淵恵三当時首相と、一九九八年ですね、そして金大中大統領による日韓パートナーシップ宣言から二十年の、二十周年の節目の年であります。日本政府が、私は、過去の植民地支配と侵略戦争への真摯で痛切な反省を基礎に、この問題の公正な解決方法を見出す努力を強く求めたいと思います。

先ほど述べたように、多くの未解決の傷跡を見るとき、まだまだ日本は無謀な戦争の責任がとれていない、こうおっしゃっています。そういう意味でいいますと、私は、この問題の公正な解決、先ほど述べた努力をする際に、日韓双方が、この徴用工の、元徴用工の被害者の尊厳と名誉を回復するという立場から、冷静で真剣な話し合いをすることが極めて大切だということを述べて、質問を終わります。

○若宮委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 きょう最後の質問をさせていただきます。

私は、持ち時間十分ですので、きょうは外務大臣も、終わつた後、APECでパプアニューギニアに行かれる予定と伺っておりますので、太平洋島嶼国に関連して質問をさせていただきたいというふうにしてあります。

外務大臣は、所信表明の中で、重点分野の六つ目にインド太平洋諸島について言及されておられます。『インド太平洋地域を国際公共財とすべく、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて取り組んでいきます。』というふうになされております。

太平洋島嶼国、これは十四カ国ありますけれども、外務省に資料をいただきました。この中でも重要性ということで幾つか書いておられます。

一つが地政学的重要性。豪州、ニュージーランドとのシーレーンに位置して、インド洋、南シナ海から太平洋へ抜ける非常に重要な拠点になっているということ。それから、天然資源としてLNG、石油等のエネルギー資源があるということ。

で、特にLNGはパプアニューギニアから輸入をしており、日本の全輸入量の五割にも当たる。それから、カツオ、マグロの水産資源の供給地で、日本のカツオ、マグロ全漁獲量の四割も占めるということでもあります。それから、国連でも十二票を持つていて、これは非常に重要なこと。これは台湾との国交を有している国も六カ国あるということ。で、やはり中国との関係を考えても戦略的に非常に重要な地域であるというふうに思います。

そこで、大臣、きょうもパプアニューギニアに行かれますけれども、太平洋島嶼国との連携強化についてどのように進めていかれるのか、御所見を伺いたいと思います。

○河野国務大臣 おっしゃいましたように、さまざまな資源、水産資源を含めた資源、あるいはシーレーンといったことを考えると、非常にこの島嶼国は戦略的に重要な地域でございますし、国連を始め、さまざまな場面で一票を持つていて、国連の意味からも、日本としてしっかり重視をしていかなければならないというふうに考えております。

こうした島国の中にも大使館を設置をし、今、実館で八つでしたか、ございます。今、余り大使館を速いペースで増設しようとは思っておりませんが、島嶼国の中で、例えばバヌアツのようなどころについては、少し今の事務所を格上げするということのようなことを考えていかなければならないかなと思っております。

それからもう一つは、それぞれに大使がおりますが、島における日本のプレゼンスを高めるという意味で、太平洋の島嶼国を面々担当をする大使というものを専属的に任命をいたしましたので、それぞれの個別の国と日本をつなげるだけでなく、島嶼国を面々これから日本として見ながら、

島嶼国全体と日本、あるいは周辺の同志国とどのようにつながっていくかということをしつかり考えていきたいというふうに思っております。

○井上(一)委員 先ほど島大使の話がありました、非常にいいアイデアだと思いますので、これでもやはり大臣のリーダーシップだと思います。ぜひ太平洋島嶼国との連携強化をやっていたいただきたいと思ひますし、先ほどから政府専用機の話が出ていましたけれども、太平洋島嶼国、移動を考えると非常に時間もかかると思ひますので、私はやはり、政府専用機というのは一つの有効な手段ではないかというふうに思ひます。

それでは、次に中国軍。これは、太平洋に進出するなどの活動を活発化させておりまして、ことし四月には、太平洋上で、空母遼寧、これは外国産のワリヤーグを改造した船というふうに承知していますけれども、これから艦載の戦闘機が飛行し、また、五月には、中国でつくられた空母、国産の空母が初の試験運航をしたというふうに承知しています。さらに、二隻目の国産空母を建造中というふうな指摘もあり、中国共産党幹部からは、将来的に少なくとも四隻の空母を保有するという発言もあるというふうに聞いております。

やはり、太平洋上の防空体制の強化、これは課題となつてくると思ひますけれども、今の防衛計画の大綱においても、重視すべき機能、能力として、太平洋側の島嶼部における防空体制のあり方についても検討を行うというふうにしております。

私自身は、防空識別圏、ADIZ、この見直しを含めて、抜本的に太平洋側の防空体制を強化すべきというふうな考えておりますけれども、今年度策定を予定している防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画について、この太平洋側の島嶼部における防衛に関してどのように対応されるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○原田副大臣 お答えをいたします。

防衛省といたしましては、太平洋側も含めまして、我が国周辺の海域において、必要に応じてP

3Cや護衛艦等を柔軟に運用して警戒監視活動を行い、我が国周辺における事態に即応する態勢を維持しております。

他方、小笠原諸島など太平洋側の島嶼部は、これまで、固定式警戒管制レーダー等を含め、警戒監視に任ずる部隊を設置しておらず、いわば防空体制の面で空白地域となっております。

このため、現防衛大綱及び中期防においては、太平洋側の島嶼部における防空体制のあり方について検討を行うこととされており、さまざまな検討を行っているところでございます。

その一環として、平成二十八年度から、部外委託により、レーダー等を設置するための適地に関する調査研究を実施しました。また、平成三十一年度概算要求においては、平成二十九年度補正予算に引き続き、硫黄島の地上レーダーを自動警戒管制システムに接続するための経費を計上しており、硫黄島周辺空域における警戒監視能力を向上させることといたしております。

我が国を取り巻く安全保障環境は、現在の防衛大綱の策定時に想定していたよりも格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増しております。そこでございまして、こうした状況を受け、本年度末までに新たな防衛大綱と中期防衛力整備計画を策定すべく、これまで防衛省を含む政府部内で精力的に検討を進めてきております。

太平洋側の島嶼部における防空体制のあり方につきましましては、現時点で何ら決まったものではありませんが、一般的に、防空体制の強化として、警戒監視能力、情報収集能力、戦闘機部隊の展開能力、航空救難部隊の展開能力といった観点について検討していく必要があると考えております。

いづれにしましても、年末に予定されている防衛大綱の見直しや次期中期防の策定に向けて、引き続き検討してまいります。

○井上(一)委員 大使館の増設についてはもう先ほど大臣冒頭で触れていたもので、次に、防衛省にもう一点、防衛駐在官に関して質問させていただきます。

防衛駐在官がおりまして、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジーが兼轄となっております。

太平洋諸島では、さきの大戦で二十五万人が犠牲になられ、現在も多くの遺骨が眠っております。そういった遺骨収集事業や慰霊事業を進めていくため、それから防衛協力、こういったのを進めていくためにも、太平洋島嶼国での防衛駐在官、設置した方がいいのではないかと思いますけれども、防衛省にお考えをお聞きして、終わりたいと思います。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。アジア太平洋地域における安全保障上の課題や不安定要因はより深刻化しており、太平洋島嶼国を含め、諸外国との防衛協力、交流は重要であると考えております。

防衛駐在官につきましましては、現在、世界各地において、四十五大使館、二代表部に六十七名を派遣しており、このうち、太平洋地域においては、豪州へ三名派遣しております。また、この豪州の駐在官がニュージーランド、パプアニューギニア、フィジーを兼轄しておりますのは、委員御指摘のとおりでございます。

太平洋島嶼国を含め、防衛駐在官の派遣のあり方については、次期中期防に係る検討の中で、要員の確保、養成の観点も踏まえつつ、兼轄等のさまざまな選択肢も含め、必要に応じた適切な配置となるよう検討してまいります。

○井上(二)委員 終わります。ありがとうございました。

○若宮委員長 次に、本日付託になりました社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(本号末尾に掲載)

○河野国務大臣 ただいま議題となりました社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成二十三年十月以来、中華人民共和国政府との間でこの協定の交渉を行いました。その結果、平成三十年五月九日に東京において、この協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、我が国と中華人民共和国との間で年金制度に関する法令の適用について調整を行うことなどを定めております。

この協定の締結により、年金制度への二重加入の問題の解決等を通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○若宮委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国と中華人民共和国との間で年金制度への強制加入に関する法令の適用の調整等を行い、もって両国間の人的交流の促進を図るため、平成三十年五月九日に東京で、社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国及び中華人民共和国(以下「両締約国」という。)の間の友好関係を一層発展させることを目的とし、

社会保障の分野における相互の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

中華人民共和国については、中華人民共和国の国籍を有する個人

(b) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

中華人民共和国については、次条1(a)に規定する社会保障制度に関する法律、行政及びその部門並びに地方の命令及び規則その他の法規

(c) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

中華人民共和国については、人的資源社会保障部

(d) 「実施機関」とは、次のものをいう。 日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。） 中華人民共和国については、人的資源社会保障部社会保険管理センターその他の資源社会保障部が指定する機関 2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の適用される法令において与えられている意味を有するものとする。 第二条 この協定が適用される法令の範囲 1 この協定は、 (a) 中華人民共和国については、被用者基本老齢保険に関する法令について適用する。 (b) 日本国については、次の日本国の年金制度に関する法令について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補充的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。	の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。 第二部 適用法令に関する規定 第五条 一般規定 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者として就労する者については、その就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。 第六条 派遣される者 1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている者が、当該雇用者のために役務を提供するため、その被用者としての就労の一環として当該雇用者により他方の締約国の領域に派遣される場合には、その就労に關し、当該被用者がなお当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして、その派遣の最初の五年間は当該一方の締約国の法令のみを適用する。 2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し、1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。 第七条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者 1 一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に通常居住する場合に、当該者については、当該他方の締約国の法令のみを適用する。 2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば	ば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その就労に關し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。 第八条 外交使節団及び領事機関の構成員並びに公務員 1 この協定のいかなる規定も、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。 2 一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。 第九条 例外 両締約国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第五条から前条までの規定の例外を認めることに合意することができる。 第十条 配偶者及び子 日本国の領域内で就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により中華人民共和国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に關する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(b)に規定する日本国の年金制度に關する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。 第十一条 強制加入 第五条から第七条まで、第八条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。 第三部 雜則 第十二条 実施のための協力	1 両締約国の権限のある当局は、 (a) この協定の実施のために必要な措置を規定する行政上の取決めを共同して作成する。 (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。 (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に關する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、書面による要請に基づき、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために無償で情報及び援助を提供する。 第十三条 証明書の発給 一方の締約国の実施機関又は前条1(b)の規定に従い当該一方の締約国の権限のある当局によって指定された連絡機関は、申請に基づき、被用者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを記載した証明書を発給する。 第十四条 使用言語及び認証 1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、又は関係者に対して、日本語、中国語又は英語により、直接に連絡することができる。 2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、中国語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。 3 この協定の実施に当たつて提出すべき文書（特に証明書については、認証その他これに類する手続を要しない。 第十五条 情報の秘密性 1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に關する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。 2 1の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国に伝達される個人に關する情報は、当該
---	--	--	---

他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。当該他方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該他方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十六条 紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する紛争は、両締約国の権限のある当局間又は関係当局間の協議により解決する。

第十七条 見出し

この協定中の部及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四部 経過規定及び最終規定

第十八条 効力発生前の派遣

第六条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第十九条 効力発生

両締約国は、この協定の効力発生のために必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換する。この協定は、当該公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十条 有効期間及び終了

この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年五月九日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作

成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

河野太郎

中華人民共和国政府のために

王毅

平成三十年十一月三十日印刷

平成三十年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K